Print ISSN 1346-454X Online ISSN 2435-1016

畿内番人制の結構

のび しょうじ*

キーワード:畿内 四ヶ所 非人番 番人 長吏 在方小頭

要約

非人番・番人制研究の新たな局面を拓くために、徹頭徹尾過去の研究の枠組に捉らわれない展開を試みる。大坂町奉行所 - 四ヶ所支配の下に組み込まれた非人番を番人と位置づけ、番人制の基本構造を明らかにする。本稿が重視する視点は①村落に適合的な非人番がもつ性格が番人となることによって、いかなる部分が変質し、あるいは貫かれるのか ②番人化の過程の具体的移行実態 ③番人制の構造とはいかなるものか、である。同時に重視しているのは1990年代以降に大きな進展をみた畿内支配国論ならびに大坂町奉行所論、ならびに大坂四ヶ所論と接合する形で、先の3つの論点を解明する試みである。在方小頭の登場と性格から、全番人が四ヶ所に上納する「三役銭」の実態まで、およそ6項目に分けて論究した課題はいずれも新たな問題提起であり、それなりの史料根拠をもった回答である。なお紙幅もあり、根本的な課題であり、研究史としてなお確定しているとはいえない「非人番とは何か」については、それ自体を解明した別稿を用意するものとして、本稿では所与のものとする。

はじめに

1976年に西播地域皮多村文書研究会(以下西皮研ともいう)に属した、松岡秀夫・横田久和両氏によって発表された「非人番研究ノート」によって、畿内農村に普遍的に存在した非人番の存在と、その実態が学問的に初めて明確な像を結んだ。非人番研究はそれから半世紀を越えた。

本稿は2つの、問題意識と課題を提起するものである。1つは半世紀の研究動向の主要潮流に大きな危惧を抱き、この流れを根底から変えたいということ、2つはそのための10近い新たな視角と課題を、たとえ充分な紙幅を費やせず略述に終わるとしても、おおやけにしておきたいと考えたことである。

本稿で提起する論点と論証は、圧縮と省略を

多用しており、けっして充分なものと納得はしていない。その1点ごとに一篇の論稿を必要とする大きな問題群であると自覚している。けれども問題提起として、批判と論争を呼び込むに必要な史実と論点は書き込めたつもりである。議論が巻き起こり、研究方向に新しい局面が生まれることを願って展開することにする。

1 番人制について明らかにした論点

本稿の課題は番人制下の非人番の、現時点での未解明な論点を明確化することにある。そこには今世紀に入って著しい解明をみた大坂四ヶ所、その1つであり四ヶ所のなかで筆頭的な地位を保持した天王寺垣外のまとまった史料が発掘・翻刻され(のび1987・1988の執筆時点では府立図書館蔵悲田院文書の翻刻さえなかった)、

一定の研究と解明が行われたという事情¹⁾、またそれより少し以前の1990年代から具体的分析の進んできた大坂町奉行所の内部機構の解明(大阪市史料調査会と大阪市立大学安竹貴彦、2所の精力的な史料発掘・紹介・分析等によるところが大きい)、それと雁行して進捗してきた近世畿内支配国論の進展という、部落史研究の見地からすれば土台となる領域の大きな蓄積があった。それによって見えてきた部分と、さらに広がった疑問や課題がある。

但し番人制の生成と基本的構造については、 すでに前2稿とりわけのび1988において、その 時点で明らかにしうる限りでの史実は示し、か つ整理を試みた心算である2)。私見では3つの 論稿 [松岡・横田、のび] が描いた番人制像に 対して、有力な反論や反証は出なかったと考え る。そのうえに立っての課題設定が求められる。 上記に述べた研究分野の進捗と、拙稿以降何波 目かの自治体史ブームによって、阪神間ならび に東播磨地域において、この30年間には番人制 にかかわる新たな史実と史料が、一定程度公開・ 蓄積されている3)。自治体史のうち、大阪府域 と兵庫県域についてはおおよその検索と点検は 済ませたつもりである。前2稿を補充・補強し うるか、その道行きで新たな展開を期待できる 史料や、見直しを迫る記録など数多く見出した が、それを用いて新論を書くことはしない4)。

とはいえ番人制下の非人番(番人)を解明した拙稿1988を読んだうえで本稿を、といわれても戸惑おう。しかも30年以上も以前の論稿である。自らのおさらいのつもりで、現時点にたっての論稿の要約と、最低限の追記(文中個々に注記しない)、その後の研究によって(私にとって)明らかになった新たな論点や問題点を箇条書的に記す。

- ① 番人制とは、理念的には大坂町奉行所一大 坂四ヶ所―在方小頭―村番人の命令系統を もって、摂河両国、幕末には播磨国を包摂 して3カ国全体にわたり、①御用(動員[捜 査・逮捕・拘引・随行」と風聞探索 [国内 調査と他国・遠国探索に分かれる]) ②四ヶ 所役銭 ③制道(内部統制)を貫徹する仕 組みである。実際にはそれぞれの組織・段 階間に矛盾も葛藤もあり、それぞれの組織 内もまた1枚岩ではなかった。弘化年間 (1844~) に至り四ヶ所支配を播磨国に及ぼ すについて、大坂町奉行所が主体となるが、 摂河については藩領(特に譜代藩や御三卿 領) との掛け合いで、奉行所が直接表に出 てくることはあっても、通常は四ヶ所の差 配に任されていた。現在に至る阪神間の自 治体史や大坂町奉行所文書・悲田院長吏文 書に奉行所が前面に出る文書がほとんどな いことが傍証と考える。享保後期島下郡水 尾村在方小頭問題(のび2015a p164、本稿で も後述する)の経過をみても、最後の段階 まで奉行所は口出しを控えている。四ヶ所 の運営に任せる態度は②の役銭についても 同様であったが、与力らの一部では文化年 間には問題化していた。結果からみて天保 年間に徴収額が頭打ちになるのは、奉行所 側の四ヶ所への強い働きかけがあったもの と推察する。
- ② 番人制への働きかけは、大局的には「宝暦期を画期とする」(のび2015b p269)。法令としては宝暦12(1762)年7月西町奉行所より四ヶ所に出された「申渡し」(のび1988 d 文書p9・p11、但し「悲田院長吏文書」の出現により、本文書は後世に改変・作成された可能性が高い。この点も後述する)、役銭

では「番非人文書」(現在では「手覚」とされ、 奉行所与力の手になるものとされている) が役銭の始まりを「宝暦年間から」と位置 づけしていること、を一応の論拠とする。 現在では「申渡し」が内容上改変されてい ること、「手覚」が「宝暦年間20年」として いるが、宝暦に20年間はないことなど、改 めての論拠の提示が求められている。詳細 は省略せざるをえないが(のび2015b p286)、 私はおおむね宝暦期として大過ないと考え ている。大坂町奉行所が先に述べた理念的 組織化を強く望むに至った事件が、宝暦14 (1764) 年鈴木伝蔵大捕物であった。4月朝 鮮通信使主席を殺害して逃亡した通訳鈴木 の探索では、摂津池田村在方小頭弥右衛門 の引退した父親と、組下番人たちの水際だっ た働きによって逮捕にこぎ着け、奉行所は 面目を保ったのであった(のび2015 p166 大 ② p86 ∼)。

- ③ 四ヶ所からの組織化は、内容のうえでは在 方小頭の設定(任命と組編成)と、役・銭 の(村非人番からの)徴収権限の付与である。 現実には1つは各地の、弟子派遣と擬制親 子関係を通して組織された親分格と弟子筋 を上から把握すること、2つには法制上の 位置づけはともあれ、摂河に広く存在した 在郷町や、交通要所に中世や近世前期に形 成された、町場の非人組織の掌握。3つに は藩領内の非人組織の長(多くは長吏と呼 ばれた)を組織下に組み込むことであった。 藩領の場合はすんなりとは役・銭徴収とは ならない場合もあった。
- ④ 各地の組織化は例も多く、内容も様々なので拙稿 2 稿に示した多くの例、ならびに2015aに紹介した初期史料などに譲る。町場

- の場合西宮・兵庫津の事例は、尼崎藩の一 連の動きと連動しているのでひとまず除く と、松岡・横田1976が明らかにした播磨三 木町があるが、残念ながらこの間では平野 郷町の事例しか得られない。在郷町平野に は長期にわたる会所日記『覚帳』120冊(宝 永元「1704〕年から慶応元「1865〕年)が あり、そこに「小頭」と書かれる初出は文 化5 (1808) 年であるが、町場で「垣外」 と書かれていた彼らが、「非人番」呼称に替 わるのは宝暦11(1761)年を初見とする(大 ② p33 ~ 34)。けれども明和5 (1768) 年6 月惣会所の頭越しに、「私共(非人番より) 長吏方へ様子相届申候」(同p374) 行動に出 る捕物が出来し、会所より「前以様子共為 相知可申儀と被思召」、事前に郷会所に届け るべきものだと問いただされている。この あたりで実質的には四ヶ所下に組み込まれ たと考えられる。
- ⑤ 藩領についてここに別記したのは、前2稿 に大きな誤りがあったからである。畿内非 領国論が主流であった時期に書かれた『尼 崎市史』では、高槻・尼崎藩を対象に「藩 領的凝縮・自立性が弱い」(のび1988 p22) と想定していた。なにより当時史料が出さ れていた高槻藩の場合にそれが明らかで あったと思われたからでもある。尼崎につ いて具体的な史実がほとんど知られず、「藩 番人頭制の内実については始期も含めて今 後の課題」(p31) としながら、にもかかわ らず、藩領番人制の一般的位置づけと論理 も、高槻藩その他当時知られていた諸藩の 事例に引きずられてしまっている(p22~・ p29~)。現在では畿内支配国論の議論のも とで、譜代藩の特別重要な役割が指摘され

るに至っている(岩城2006)。大阪の部落史 委員会近世部会では、調査の対象藩領とし て一定の蓄積のある高槻藩と、新たに、先 行して藤本清二郎が道を開いてくれた⁵⁾、 泉州岸和田藩の賤民制を大枠で明らかにす べく史料の集中調査をおこなった。その成 果は史料編とともに通史でも、のび2007で も一応の見通しを述べるところがあった⁶⁾。 その一環で意識的に番人制についても視野 に入れ独自性を指摘している。数度にわた る堺奉行所一堺四ヶ所の圧力と介入を拒み、 小さな妥協はしているが独自性を手放さな かった。

藤本2017の尼崎長吏文書の公開によって、 研究史上最も重大な知見となったものは、 著名な寛保3 (1743) 年尼崎・西宮・兵庫 津の長吏が、一斉に四ヶ所の支配下に入っ たことを示す「一札之事」が、実際には尼 崎藩によって事後承認を得られていなかっ たことであろう。「地頭役人え相届候所、先 規より三ケ所「尼崎・西宮・兵庫津」番人 頭共ハ別段勤候事ニ候えは、左様仕候様ニ と難申付旨申渡有之」(藤本2017 P10下)、 前々からの勤め通りでよいと命じたという。 それはその後も尼崎藩と大坂町奉行所との 間でくすぶり続けた。藩の態度として「前々 御城主(戸田[元和3~寛永12])より御引渡・ 御申遂之儀」(藤本2017 p12上)「古来之通被 差置度候」(p15上)、前々からの仕来りに従っ ただけのことで、それによって「奉行所よ り之申渡を彼是と申聞候筋ニも毛頭無之 | (p15上)、奉行所の申渡しを云々するもので はないと、幕府批判との文言を封じている。 もうひとつは「尼崎表之儀は大坂御固之場 所」(p12上)、重要の地であるとの主張を前

面に押し出し、藩の仕切りに理解を求めるというものであった。長文の2冊の記録によっても、宝暦末~明和初年の議論の結果も、正面からの仕置権議論を回避し玉虫色の落としどころを探ったものと見うる。

ところで藤本2018は岸和田藩非人番制に ついて「寛政七年(領内非人番の)百姓出 自を根拠に堺奉行所下堺四ヶ所の支配を排 除しようとしていたことを述べた」として 藤本2010論文を挙げた。しかし岸和田藩の 非人番制の独自性を最初に指摘し、その重 要性とともに一定の内容を解明したのはの び2007 (p142) であり、『大阪の部落史』 2 巻 (2006 p35) そして10巻通史 (2009 p147 ~) であったのではなかったか。また堺奉行所 一堺四ヶ所の圧力もすでに元文・延享期、 いや元禄期に始まっており (堺要家文書)、 寛政7 (1795) 年に突然起こったことでは ない。典拠のひとつとした『大阪の部落史』 2所収の246文書も「堺奉行所から非人番頭 の任命に際して…奉行所へ出頭するよう指 示」(藤本2010 p206) した文書でもない。

⑥ 摂河播州村々の番人制への広域運動を時系列に取上げ、運動の概要を述べた。寛延の高槻藩、天明の泉州一橋・清水領の反対運動が先行しているが、それは措いて文化9(1812)年の泉州一国申合わせ以降の運動から取上げた。その後の研究によって、天保2(1831)年摂津島下郡蔵垣内村など8郡120ケ村が直支配を訴願して実現した運動、天保10(1839)年東播磨5郡が行った集団訴訟が知られるようになったことを付記しておく。

2 番人制の新たな論点 その1

2-1 村方非人番の番人化

先にこの間の研究環境の進展、支配国論・大坂町奉行所・大坂四ヶ所史料の大量の発掘と公刊、という新たな動向について指摘した通り(自治体史のなかにも支配側の動静を示す史資料が含まれている)、重要な史料類の多くが支配の側からの文書に偏っている。のび1987・1988の採った「村あるいは非人番本人」に則して、いわば社会の下部ないし当事者視角から対象世界を解明する、ものとは真反対となるが、のび2015a・bで追究をはじめた延長線上の、支配の側からの、奉行所・四ヶ所の視角から番人制を問うことに限定したい、いやせざるをえない。

そこでまず2015a・b 2 稿が明らかにした諸点を足がかりとしながら、それ以降に私が肝要と思うに至った新知見を示すことで、現時点での番人制の構造と、そこから見えてくる課題を述べたい。

在方小頭を主題とした唯一の先行論稿といってよい中尾2011は「今後の『非人』組織の研究において『在方小頭』の研究が最も重要になるだろう」(p31)と締めくくった。卓見である。その通りであるが、そもそも村方非人番の生成の過程に、「小頭」的存在の必要性が胚胎したことを死角におくべきではない。そこから出発する。

村方が非人番を雇い入れるおおまかなルートとして a 村・近隣の没落者や「見慣れ非人」 b 一定の弟子などを抱えた町場などの非人組織や非人番からの派遣 c 四ヶ所(後には藩長吏・垣外を含む)からの派遣、この3つがあった。事例は少なかったがのび1987(と以後に散見した事例も合わせ)の限りではbが目立ったもの

だった。 c について先の中尾は「具体的に長吏組織から非人番が派遣される事例を見つけることは、今のところできない」(p22) という。中尾自身が古書肆から発掘し、その購入に努力し、『続悲田院長吏文書』に全部を自ら翻刻し収録した『転切支丹宗門帳』(宗門改帳ではないが続長の目次題にあわせる)、とりわけ安永4 (1775) 年帳には

長太郎-天王寺村内町々番人相勤 (p194)

三八一河州石川郡富田村江非人番相勤(p196) 万吉一西成郡北野村江非人番相勤(p197)

など10人を超す類族が非人番となって派遣されている。若き者総数120家から推し量れば、悲田院全体でかなりの者が非人番に出ていたと考えられる。bの事例より期間的に遅れたこと、要諦の地に派遣される例が多いこと、を特徴とする。

村が b・c に派遣を依頼したのは「確かな保証」「制道(身分 = 仲間内統制)」を強く望んだからである。けれどもそれは裏を返せば「紐付き」だということでもある。そこにもうひとつ派遣する側の思惑があった。1人の非人番を派遣すれば、多少の紹介料なり口利き料があったかもしれないが、基本は村も当の非人番も自足とな

る。けれども自らが親方となって弟子を送れば、弟子の実入りは親方の手に一旦は入る。あるいは擬制親子関係をもって乾分(子分)を送るとなっても、実入りの窓口はまずもって親分であるか、親分の取り分が確保されるだろう。したがって二重の紐付き非人番が各地に派遣されるに至るのである。摂河全体をとれば網の目のように親方・親分一子方・子分関係が張り巡らされるに至る。私見ではそれは、非人番の生成過程そのものに胚胎したと考えられる(本稿p14所収史料1・2参照)。

安永2(1773)年河州錦部郡常村新町非人番 佐兵衛後家るすが、弟子佐兵衛の盗みを宥免し てほしいと歎願した。町奉行所が調べると「都 而小屋持非人、村の番人相兼候者外非人を拘手 代りに召仕候由、通例下人と申ニ候得とも、非 人之義ニ付名目を憚り弟子と唱来候由、長吏と も申之」(「御仕置筋ニ付心得可相成部」安竹 1995 p305)。長吏とも呼ばれているとあり、各地 に弟子を派遣していたのだろう。このような早 い段階で何人もの弟子を抱える家であった7)。 後期に一層激しくなるようにみうる。史料に「親 方」とあっても北崎のようにそれが即小頭を指 すのではないし、ましてや貞享段階で小頭があっ たかどうか確認されていない(北崎2007 p98)。 四ヶ所の在支配は長く「在小頭・年行事(直場 非人番年番代表 後述)・組下(番人)|(天明2 年 長p640) であったが、幕末には「村々右手 先之者・小頭又者番人等」(明治4年10月達し 高槻好田家文書)となり、年行事(直場非人番) を除き(この段階では消滅)、小頭より一番に「手 先之者」があがってくる。天保期に役銭徴収が 頭打ちになってくると、四ヶ所側は新たな財源 として子方・子分ら「手先」の派遣が強まる。 事情はbの派遣元であり、そうであったがゆえ に小頭に任命された多くの小頭にあっても同様だったと考える。初期小頭の事例をみても、組内非人番の収入の徴収・管理権は小頭に属している(のび2015a p161 後述)。

本稿は支配の側から考察すると指摘したが、 「村抱え」に置かれる非人番の立場に立てば、事 態はどうみえているのか、それだけは述べてお きたい。警備・警察業務の一環である「村に立 入る有象無象のヤカラ」を立入らせない、追放 する行為は、元来は歩くもおぼつかない乞食ひ とりを想定していたかもしれないが、屈強な男 や海千山千の口達者・徒党もそこには入ってく る。時に力尽く命がけの場合も生起する。後期 に至れば、多発し日常化する。臨戦態勢の局面 に逢着することが想定される仕事では、濃密な 親分―子分、親方―弟子という擬制血縁が最も 頼りのある絆となる。ヤクザ世界を想起するま でもなく、海洋漁業や炭鉱労働がそれを教えて くれる。それともうひとつは後ろ盾のない非人 番の立場は弱く、彼らにあっても後ろ盾がある とないとでは、村での地位に大きな違いが生じ るからである。やがては非人番・番人同士の養子・ 婚姻が広域に進展する。文化期から明治4年ま で54冊も残されている摂津島上郡服部村の非人 番宗門帳によれば 「同一身分相互の養子・婚姻が、 この宗門帳でも圧倒的な件数で確認される」(富 井康夫『大阪部落史通信』12)。擬制も含め濃い 血縁ネットワークが展開されていくのである。

四ヶ所内の特定の長吏の直属となった非人番を「直場非人番」という。のび1988では基本的な事柄は明らかにしたつもりであるが、すべてが摂津国で河内国はないなどと初歩的な間違いをしている(p13~)。その後先にみた水尾村一件を始め、天保2(1831)年の直場替えの集団訴訟や弘化2(1845)年の「反動」(在方小頭下

への再編入)など、現時点に立っての整理が必要になっているのかもしれないが、文化14 (1817) 年摂津豊島郡新稲村など11カ村が、「飛田(長吏)吉右衛門組下」(箕Ⅲ p347)になるなど、新たな動向が明らかにされたことなどは指摘するにとどめる。

都市大坂や堺では四ヶ所が個別町の要請によって番人を派遣した。派遣された番人は町の一角に小屋を用意され、そこに寝泊まりし飯米・手当を受け、勧進をおこなった。垣外番という。長らく私は町奉行所側が村方の非人番を「番非人」表記でなければ「垣外番」表記を使用していたこともあり、非人番制の先駆的経験として、三郷の垣外番制があったと漠然と考えてきたのであるが、大阪の都市史料に精通した内田九州男にして垣外番の決定的史料はなく、一八世紀中期(宝暦~明和)に生まれたのではないかと推定する(内田1993)。

管見の限りでは宝暦2 (1752) 年5月松平右 近巡見に際して、道筋軒下の「壁土・普請石・ 古木・薪」、ならびに垣外番の囲いの取り除きを 命じる(町触れ補達77)町触れが史料上の初見 であるが、四ヶ所からの通いの休憩所であった やも知れず確実な史料とはできない。それとい うのも宝暦6年版行『万代大坂町鑑』には垣外 番は記載なく、後筆(誰かの手になる筆記)で 出てくるからである。三郷続き村であるが下っ て明和9(1772)年、道頓堀墓所界隈で非人行 倒れは奉行所検死を行っていたが、以後非人番 の一札で済ます(『道頓堀非人関係文書』上 p615) とあるのが実態を示す早い事例である。 だとすれば在方非人番の面的広がりのほうがむ しろ先行するのではないか。垣外番制と番人制 とは同時期に制度化を開始したと見做しうる。 ともあれ村方が非人番を村に置く、過程そのも

のに小頭―村番人関係が萌芽したのであるが、 けれどもまた権力的圧力と意図なしに、小頭が 生まれることはありえないという意味で、両者 は混同されるべきではない。

2-2 四ヶ所下番人の宗門帳問題

非人番・番人、在方小頭の宗門帳はどこへ提出され、いかなる管理がなされていたのであろうか。従来個別史料からわかったようにみなされていて、正面から追究されたテーマではないが、非人番・番人の宗門帳・人別帳問題にはいくつかの側面が内包されている。これまでに明らかにされてきたことは次のことだろう。

1. 元禄と文化の2点の悲田院垣外宗門帳があ る。いずれも『悲田院仲間宗旨改帳』(なかまの 文字の違いは捨象する)であり、100年間の空白 があり記載の文言は異なるが、文化ではa狭義 の仲間=若き者 [垣外株持ち] b 天王寺村番人 c 集住地小屋者 の順となっており、元禄には 四天王寺・天王寺村の垣外番(=非人番)はい なかったと思われるので新規の区分となるが(但 し狭義の仲間=若き者人数に入っている)、 c は 3カ所に別れているが元禄の2カ所の小屋者記 載と同じ性格の者たちの記載である。元禄の宗 門帳について、塚田は先行する2・3の論稿は「表 面的な分析にとどまっている」といいきり、詳 細な分析をおこなった塚田2013は、手下新非人 と新屋敷手下非人とは構造的・階層的に異なる と結論して「三層の組織構造を持」つ (p68) と する。「本格的な分析」がもたらした誤った結論 であり、もとより失考である。すでにのび2007 (p129) で2つの小屋者に構造的・階層的差異は ないと指摘しているし、文化の宗門帳が出現し たことで論証されたといえるであろう。四ヶ所 論に論究するを禁欲している本稿なので、誤解 のないよう簡単な補足をしておくが、大坂の非人が全体として三層構造になっていると最初に指摘したのはのび2007である(p129)。当該箇所を読まれればすぐさま理解されると考えるが①旦那場所持=御用(長吏・小頭・若き者まで)②使役動員と保護をうける層(垣外管理下にある小屋者)③制道と保護対象層(市中各所と散在非人=乞食)の3層である。それぞれが当事者意識が異なるが、支配側・町民側からは①~③すべてが広義の非人と見られ、扱われる者たちであった。

次に文化期の宗門帳の全文が翻刻公表されていないのでこれ以上立入った詳細な検討はできないが、摂河に広がった悲田院垣外に直属した「直場」非人番も、(垣外集落から出た)弟子・配下の者も宗門帳に記載はない。奉行所宛のそうした宗門帳が別仕立てであったのであろうか。かかる疑問の根拠はすぐ後に述べる(史料aをみよ)。当の垣外たちが「仲間」とみているのは若き者までの書上げである。小屋者は御用使役に動員されるとしても仲間ではない。にもかかわらずどうして「天王寺垣外宗門帳」とはせず、仲間でもない集団を加えた「仲間宗門帳」を作成し提出しているのであろうか。天王寺村へも奉行所にも自らを大きな集団とみせたい、意向が働いていると私は考える。

- 2. 在方では基本的には家族として非人番を受け入れていることもあり、数村が共同して非人番を置いた場合は居住地の村が末尾か、別帳でもって宗門帳を作成して領主宛提出していた。1村で置いた場合はその村で末尾か別帳で作成・提出された。そうした宗門帳が一般的だったと思われる。
- 3. 藩独自の番人制を敷いた岸和田藩で寛政7 (1795) 年領内畠中村非人番太兵衛が博奕の嫌疑

で出張ってきた堺長吏・手先に逮捕される。堺奉行所と岸和田藩との交渉のなかで見えてきたことの1つが、非人番を宗門帳に載せない村が少なくないことであった(大⑩ p146)。摂津島上・島下郡でもみられたが(茨⑤ p892~)、当地でも「他者」である非人番を宗門帳に記載すること自体に大きな抵抗があり、「帳外れ」のままにしていたということである。

4. この度貴重な尼崎藩長吏の宗門帳が発掘さ れた (藤本2017 p17)。「宗旨御改之節覚書」と題 され、一見提出された宗門帳の控えと思われる が、どうもそうではないようだ。そう考える要 点のみを記す。 a 尼崎城下武家屋敷地に隣接し ているが在方となる別所村の一画に居所があっ た。長吏(四ヶ所からいえば番人頭) 2人、小 頭数人のほかに「抱えの者」があったであろう。 明和の兵庫津には長吏2家を入れて12軒があっ たことからも、城下である尼崎で一定人数の手 下・小屋者がいたことは間違いない。宗門帳は その単位でつくられるものであろう bこの覚 にはもう1名の長吏も、数人いた小頭も描き上 げられていない c 覚書と年代の近い文久3 (1863) 年長吏書方が播州上郡の番人に答えて 送った書状には、当然下って宗旨改めをするべ きであるが、困難で「御当地人別帳之義ハ認メ 出来次第当方え持参」されたい(藤本2017文書 番号8)と申し送っている。おそらくは赤穂郡 内の非人番の一括宗門帳であろうと思われる。 ともあれ覚書には手下として書き上げられてい るのは東新田村他9村の非人番で、さらに飛地 播磨宍粟郡3・赤穂郡4村に限られ、領内支配 全体のものではないこと、長吏居所の宗門帳で もない。ここに記名はない。9村はいずれも家 族も記載されているが、飛地では家族らの記載 はない。なぜ9村なのか。彼らが長吏武兵衛の

弟子・子分なのであろう。そういう宗旨の覚書 なのである。

上記をふまえて現時点で非人番・番人の宗門 帳問題の新たな論点について述べる。長文の文 書の関係部分を一括で掲げる。

a (安永3 豊島郡木部村「覚」)

当村方二番人壱軒有之役共大坂四箇組下二而 御座候二付、前々ゟ人別帳面大坂に相納来り候 故、去明和八卯年迄下帳無御座候(小林1985 p228 本文に一橋大津役所に提出された「覚」 とあるのみで所蔵者など表記なし)

- b 1 (摂津国西成郡江口村文書『定本近世被 差別部落関係法令集』明石書店 1995 p186 ~)
- 一当村宗門人別御帳面人数メ之外番非人御座候 得共、宗旨人別之義者同郡(西成郡)西大道 村番人弥左衛門と申候者之弟子分之者共、弥 左衛門より差越し置候ニ付、当所宗旨人別帳 面ニ者前々ら相除御座候、尤家居茂他領御国役 堤腹往古ら御座候

右之通相違無御座候二付乍恐奉申上候以上 寛政二戌年六月十六日

江口村

庄屋 孫右衛門 年寄 四郎右衛門

鈴木町 御役所

b 2

 座候、(以下略)

西大道村 弥左衛門

江口村 御庄屋・年寄 中

c 1

弘化2年5月 東町奉行所「盗賊方御役所」 より大坂用達(泉屋五兵衛)へ仰せ渡されたも のの書面

一播州路番人之儀不残大坂四ヶ所長吏配下之者 共と有之所、近来其方忘却仕大坂長吏之都而 何事も不調達自分一己之心得二而相成り罷有 段心得違之至、向後右長吏差配ヲ請可申候、 尤右番人之儀ハ宗旨人別之儀も此後大坂長吏 方手先へ年々差出し可申候(神東郡屋形村『番 人才助大坂御番所様ゟ御召ニ付罷出候節口上 書控』 屋形村 兵同史 I p561)

c 2 (番人才助「乍恐口上」)

3種類の文書である。 b はすぐさま理解できるであろう。引用の c ではふれていないが、大坂町奉行所は、以前から播磨の宗門帳は大坂四ヶ所に提出することになっていたはずだが、近年は滞っているとまで言っている。播磨の史料をみている私には「はったり」としか受け取れないが、一定の効果 = 脅しにはなったであろう。詳細は今後の精力的な史料発掘にかかっていよう。 a は新たな問題を提起しているが、現時点で文書そのものを再発見できないでいる。 小林の引用に信を置けば、摂津能勢郡木部村にあって明和8 (1771) 年までは、非人番人別を大坂四ヶ所へ出していた、以後の分は下帳の控えがある

と述べている。今も宗門帳は大坂四ヶ所へ送っているのであろう。これまでかかる史実は確認されたことがない。探究が進むことを願って問題提起しておく。

2-3 在方小頭の生成と実態

在方小頭そのものについて基礎的史実を積み 重ねる。

まず史料上の初見について。のび2015aでは元禄10(1697)年8月27日「一札」を部分引用して(長p639)初見とした。その後もこれを遡るものを得ていない。今回はこれと一続きでやはり部分引用した、40年後となり一部は対象としている地域の重なる、近隣の享保20(1735)年「差上申一札」両方を全文載せておく。

「史料 1] 一札 長p639

一今度私共組之内新堂村又右衛門不届出入 有之候、惣而又右衛門ニ不限我々共小頭 又助ヲ軽メ、諸事付ケ届も不仕候、無調 法成義出来仕候間、自今以後小頭を相守 仲間作法之義又助申付候義、かろしめ申 間敷候、其上萬事内証之寄合等ニも、年 老之組之内ゟ小頭へ心ろ付ケ念頃ニ可仕 候、為後日組中判行仕所、如此御座候 以上

元禄十丑年八月廿七日

田井中村 市兵衛印

西老原村 長右衛門印

小阪合村 喜兵衛印

丈寶寺村 利兵衛@

東弓削村 徳兵衛印

八尾木村 十兵衛印

大坂四ヶ所

頭衆中との

「史料2] 差上申一札。

長n648

- 一此度御村方番人小頭之儀、先年通り[] 私へ被仰付有難奉存候
- 一番人給米·伏米、其外被下物、古格之通 所番人へ被遣可被下候御事

附り右割賦之儀者古来之通私方ニ而可 仕候

一御祝儀之節御祝幷御佛事之節、御志一切 よくほり申間敷候事

附り御神事之節茂右同断

一家普請屋ね替仕候節者御断申上、藁可申 請候、其外柴·薪之御無心申上間敷候 右之通少茂違背仕間敷候、若相違候ハゝ 如何様共可被仰付候、其時一言申上間敷 候 以上

享保廿年卯八月

植松村番人 久三郎 印

西老原村

惣御旦那中様

のび2015aでは2点の史料から明らかになること、言い得ることは指摘しておいた。さらに指摘しておく点があるとすれば、小頭一配下番人、村一小頭関係の原文書が共に悲田院長吏(四ヶ所)のもとにあることである。その後この種の証文類はみられない。次に述べる摂津水尾村一件なども合わせ、小頭制生成期に四ヶ所側が関係構築と安定化に注力し腐心していた反映と考える。

小頭に焦点を当てた場合に重要なことは、元禄10年段階ですでに組が作られていることであり、河内国丹北郡新堂村又右衛門を入れて7名の非人番が、地域的まとまりをもっているのでなく、広域の分布であること、それはいまだ四ヶ所に帰属する非人番(私は非人番の数自体が、まだ多くの村に置かれていなかったと考えてい

る)が少なかったためと思う。組下の非人番総体が小頭に不同意であるのは、ところによっては上からの「組」設定=組織化であったためではないかと考える。享保の史料からは番人給米から勧進手当まで、受取人は当の番人であっても、小頭が再配分する権限を「古来之通」もっていたこと、小頭役を組下非人番の村の同意を得る仕組みとなっていた、ことが明らかである。

その数年前享保16年8月摂津島下郡水尾村小頭喜兵衛が罷免される。高槻藩を含む小部分の非人番を配下に置く小頭である。箕皿 (p84) は京都悲田院下とするが大坂四ヶ所下である。これを契機として、鮎川村非人番などと村方が訴訟まで起こす一件があった。最終的には四ヶ所が動員を掛けて、不同意番人らを逮捕・罷免する荒っぽい「解決」を実行する。この段階では小頭ー村番人制が摩擦を抱え安定していなことを証していよう(『鮎川村庄屋日記』 2・3 茨木市史史料)。水尾村小頭はいくつもの文書に名を出す、この地の有力小頭であった。でありながら当時はかかる状態にあったということである。

組織化と組編成。御用も上納も在方小頭を通して行われる。いや組織的命令系統下にあるのは在方小頭までであって、村番人は動員でしかない。役銭は四ヶ所組織が大坂町奉行所の広域御用を担っており、その一部負担を村番人に課す論理をもって実施しているものである。この問題は後に詳述する(後掲[史料7])。摂河といえども奉行所一四ヶ所への「包摂」が一挙に、また摩擦なく進展した訳ではない。小頭に焦点を当てながらこの課題を文政12年摂津、天保5年摂河、天保9年播磨、そして弘化2年摂河と播磨での支配編成問題に関わらせて、のび1988で一応概括するところがあった。

四ヶ所とその支配下にあった摂河番人制に とって、弘化2(1845)年が大きな転換点になっ ていた。その後の知見も含めての、改めての総 括は後進に委ねざるを得ない。「摂州島上・嶋下 両郡」で進行した支配替(直場から在方小頭支配) に際して、四ヶ所は直接人を送って村庄屋たち に挨拶回りをするとともに、「書簡」を出し、ま た在方小頭宛「申渡し | を下した (茨⑤ p897~)。 弘化2年4月21日付長文の在方小頭宛身分慎方 「申渡し」は、6つの一つ書きからなる。論脈上 指摘しておくべきこととして①番人から小頭「不 当」を訴える時は「相組小頭共」、つまり上組(後 述 この場合は上海道組)へ申し出るルートが あること ②これまで四ヶ所小頭が「平番人」 を直々に召遣うことがあったが、以後は止め、 在方小頭を通す ③在方から四ヶ所への御用向 き出張は宿泊・食事とも「向後ハ都而其組合限り、 小頭共徳用高ニ応し小頭割」にする ④「在小 頭幷番人共取締之ため」四ヶ所より「不時廻村」 する、ことが申し渡されている。

もうひとつの課題は組の上に組を束ねた、たとえば「上海道八組」(河内占野・守口10・茄子作8・梶原9・高槻52・水尾16・田中・吹田32数字は配下在方小頭が支配している非人番数を示す。占野・田中は史料に記載がないので不明長p396~)は水尾村小頭が代表している。先の水尾村一件に名の出た水尾村である。中尾2011は北7組・南7組など多くの上組を挙げているが、それはたとえば本件の調査対象上、この場合は作付け調査のための便宜的な上組なのか、ある程度固定した上組であるのかはわかっていない。先の八組では「方角地廻り与奉申上」(茨の892~)文脈の中にあること、上記在方小頭への「申渡し」に「組合限り…小頭割」とされていることを考えると、固定した上組であっ

たと思われるが、今後の課題であろう。天保11 (1840) 年摂津池田村小頭久馬蔵が咎めを受け、「高原表ニ御預ケ」(長p608) となった際の「南北小頭共」の口上などをみれば、固定した組になっているのではないかと思われる。その全体的な構成や独自の働きなどを明らかにした研究はない。藪田2015が「風聞書」を手がかりに上組に触れているのが注目される。

在方小頭は文政 9 (1826) 年段階で「摂河五 拾三人」(茨⑤ p892~) と書上げられている。 私見ではそれは長期的には、固定しているので はなく変動していると考える。在方小頭につい て悲田院長吏家に残された文書の限りでは、世 襲と血縁で固めようとした意図は明らかである。 ・すでに明らかになっている兵庫津二家の長吏 の場合(高木2007参照)

- ・西宮小頭清兵衛病死後跡相続を「尼ケ崎竹内 久兵衛倅常治郎与申者養子仕」年欠(長 p635)
- ・河州若江郡八尾寺内村小頭死去後、孫くにに 安立町山三郎倅亀三郎を養子として小頭役相続 を願う 天保12年(長 p634) など事例は多い。

在方小頭の所在や名前について、すでに中尾2011に網羅的に紹介されている。今後の、顔のみえる在方小頭研究に接近できる助けとなるよう、新史料【別添史料1】【別添史料2】として2点巻末に収録した。

3 番人制の新たな論点 その2

3-1 番人制の指標

村に入り込んでくる乞食払いを主な仕事としていた非人番が、a村を越えた警察的役務をする b村内住民に向けて監視・逮捕をするようになる、のは何を契機とするのか、いつ頃から

始まるのか、その論理と手続きはいかなるもの であったか。

元来都市大坂の四ヶ所垣外集団の生成過程そ のものが、貧人・宿無しの囲い込みであり、や がて非人制道(物貰い・非人とみなされるもの の管理・管轄や追放) を町奉行所から託された 集団としてであった。それがいつしか奉行所警 察権の現業・実行部隊として使役・動員される に至ったものである。そして事の性格上からも、 その始期や転機はあまり明らかではない。後世 には初発から奉行所の一部を構成したかに語ら れるのがおちである。明和5(1768)年9月作 成の「四ヶ所幷施行院由緒書」(文化9年5月に は写しを両奉行へ提出)には次の事績が記載さ れているが、そこに御用を勤める晴れやかさは あれ、葛藤も抵抗した様子もみられない。ただし、 十年数十年に一度あるかどうかの、大がかりな 臨時動員に限られていたようだ。そして最も重 要な点は明和の由緒書でありながら、在小頭も 村方非人番もまったく顔をみせない(書上時の 明和に存在していても、明記されている当該年 代の動員当時は、いまだ存在しないのである) ことである。

[史料3] 「四ヶ所幷施行院由緒書」 大① 近世95

それまで「一ケ年ニー両度程」「当表徘徊候 非人とも相改、実躰成ものとも者長吏手下 二仕、悪党之もの共ハ召捕注進仕、又者追 払抔仕候」、ところが「明暦二申年八月」(町 奉行)松平・曽我様時代「四ヶ所長吏御召 被為成、小川藤兵衛様ゟ古屋新十郎様より 被為仰付候儀者、無宿盗賊大和の長右衛門・ 泉の七兵衛」ら八人の召捕りを命じられ、 六人まで召捕注進し褒美銀二枚下し置かれ る。延宝六年二月一四日に四ヶ所長吏呼び 出され、奉行石丸石見守直々に摂州荒神清 澄寺強盗探索を命じられ、「長吏者刀脇差帯、 小頭とも者脇差帯可居候様御下知ニ而鉄刀・ 取縄御渡被為成下」出役した。

年1度程度の大坂三郷一斉非人改めでは、貧人・乞食の選り分けをする。病気の者は高原小屋などでの治療を、障害者は現状地主の意向尊重、健常者は三郷追放、実躰者は弟子に。その延長で「悪党」があれば、捕えて与力・同心に引き渡す程度のことはした。かかる捕物に特化した動員は明暦2 (1656) 年を嚆矢とする。

安永4(1775)年(御用の始期とした宝暦後 期からすれば、まだ10年と少ししか経過してい ない段階である)四ヶ所は御用繁多となり、(御 用遂行のための) 借受銀高50貫500匁・銭440貫 文(利子は月銀505匁・銭4貫580文)の膨大な 借高に至っている、ついては「三郷町中江私共 奉願上候通」(長p334) 出銭を認めてほしいと歎 願した(後「一年に一度町中竈並に一合の報謝米」 支給となる)。そこに宝暦5 (1755) 年尾張の文 次さやぬけ「牢抜け」一件から、直近河州錦部 郡三日市村庄屋六兵衛一件での、江戸出張まで の捕り方と手当が記されているが、文面からは 在方小頭・番人が関わった形跡はみられない。 もっともこの間百年は空白であるし、さりげな く「御手当入用凡百廿貫文程」と書かれた、宝 暦14(1764)年鈴木伝蔵一件(朝鮮通信使刺殺 事件)は、別史料から摂河の在方小頭・番人の 水際だった働きのあったことは既に知られてい る。

残念ながら四ヶ所が負った御用の総体は分からない。それらの内、近世後期に役割=負担の大きくなった部分について私たちが知り得るのは、ずっと下った文化年間のこととなる。「手覚」と「町奉行所旧記」である8)(のび2010 p43)。

在方小頭や村方非人番が、警察業務に包摂されていく同時代史料が、今のところ発見されていないということである。ただ最初に提起した村内住民に対する警察権の行使については、本稿でも先に触れてきた宝暦12(1762)年7月27日「申渡し」がひとつの手がかりを与えてくれる。Aが早くに内田により紹介されたものであり、私が改変を加えられたと考えるもの、Bが新たに公刊され、Bの原形を保ったものと考えられると、これも私が考えている文書である。

「史料4]

- A 西御番所様御公事場二而盗賊吟味方様、近頃町在共盗賊多徘徊…盗賊這入候趣聞付次第其家江密二参、聞合少二而茂様子相分り候八者、直二方角之長吏・小頭共江申達早々致手当其段早速盗賊方御役人様江御注進可奉申上候、是迄右躰之儀有之節者長吏・小頭共方御役人様方江相窺候上手当致候得共、其内手延二相成候二付、右之通此度被仰渡候事 悲94文書
- B 御番所様御火事場ニ而盗賊吟味方様、近年町方盗賊等徘徊致…盗賊這入候趣聞付次 第其家江密ニ参、聞合疾与手当致置、御内意 等盗賊方御役人江御窺可奉申上候(Aの以 下の文なし)長p318

長文の「被仰渡候趣」は、末尾に付された役 人名や日付けなどから同じ要旨を記したものと される。しかし冒頭すでにして「近頃町在に盗 賊多く」と「近年町方盗賊等徘徊」と、対象が 大きく拡大されている。またAはこれに続く一 つ書きで、それゆえ(彼らだけで現場に踏み込 むのであるから)垣外番(非人番)の身元を確 かな者にせよと言われたと書き、「在方者差定候 番人大方ハ無之候」ため(しかたないが、町の) 小屋番人にもよく言い聞かせよ、となっている。 もとよりBにはない。ないだけではない。公事場で申渡したという内容は、近年長吏・小頭共が「(手当不如意のため長吏・小頭が自ら出張らず、手下を使役するなど)心得違い致居候哉」とし、「御用相進ミ出情いたし候儀、都而恐入心得違致候ハ、難指免候」と強い非難をし、「摂河小頭・番人末々之者迄も一々承知」させるよう命じたものであった。道頓堀長吏仁兵衛・天王寺小頭善八ら5人に伝えたという申渡しは、ある部分ではAとは正反対の内容と言わなければならないものであった。)。

ともあれ長吏・小頭が昼夜番の体制に組み込まれていて、その延長で盗賊摘発に加担させられていること、けれども捕物そのものに加わること、小頭以下を使うことに奉行所は慎重であること、申渡しの旨の周知に在方小頭・番人(四ヶ所一在方小頭に包摂された非人番)の名は出てくるが、捕物動員には及んでいなかったであろう、ことが重要である。

振り出しに戻った感があるが、四ヶ所垣外内 の御用については、実はその総体や個々の始期 もよくは分かっていないのだということを指摘 した。ここからは在方の問題に絞る。最初に提 起したa村を越えた警察的役務をする、につい ては摂河村々の国訴的運動の結果、寛政11(1799) 年12月に摂河両国への国触れが出されている。 「摂河在々非人番共…吟味筋之もの召捕り手当等 有之、当表四ケ所長吏共罷越候節抔者、別而権 威を震(振)ひ、捕者有之村方近村之番人共多 人数罷出」過剰応対=激昂する(枚⑨ p117) こ とが問題化されている。この摂河国触れが重要 なのは、これに先立ち寛政3(1791)年5月に は幕府内で「在方ニおいて番非人、盗賊悪党も のを捕候節之儀ニ付」(「御仕置例類集」) 評議さ れており、「番非人、村中盗賊・悪党もの等捕候 ハ、直ニ縄を懸、又は手ニ余り候悪党ものは打 倒候で成りとも、捕候儀は可致候」、また「穢多・ 非人等え申付」痛メ候て吟味することも許され るとしていたのである。国触れがいわば民衆運 動の力に押され、幕府評定所決定そのものを覆 している点である。これ以上は立入らない。

確かに村にとっては自ら「扶助ヲ請」けている非人番が、捕物などに際してハメを外して役人風を吹かせ、居丈高になることが許せない問題だろうが、事態全体を俯瞰すれば違う姿がみえてこよう100。

国触れから12年後大坂町奉行所与力の手によって、四ヶ所の実態を克明に書上げた上申書である「手覚」(文化8年執筆とされる 詳細は附記その2を参照)には、在方について5カ所の言及がある。

「史料5]

- a 「聞合筋・手当もの等之節も、当表ニ而 長吏・小頭江申付候得ハ、大概之儀ハ右 在小頭江申遣、彼方ニ而及手当 | p371
- b「非人番らも、当表より之捕もの御用筋 之儀ニ頻々被召仕候」p370
- c 他国聞合せ・捕物については「上より路 用等被下(中略)諸入用勘定之節(精算 する)」それとは別に「若き者幷在小頭ハ、 四匁仲間入用ニ而相渡」p372
- d 「遠方江当表之小頭共聞合筋・捕もの等 二罷越候砌ハ、其最寄之在々番人共途中 迄追々罷出用事承、其品ニより当表より ハ小頭壱人・若キ者二三人罷越、途中よ り役差を以最寄番非人を召仕候儀抔も 間々有之」p373
- e 「兵庫・西宮ニ捕もの等有之節ハ、彼地 小頭共へ申合・聞合・捕方等為致」p373 在方小頭までが、御用出役にともなう費用規

定に定められているという意味で、町奉行―四ヶ 所の統制下にあること、村番人は手先・手下並 みの動員であり、私見では在方小頭下にない非 人番であっても「頻々被召使」ていること(断 りをいうことが困難な状況になっている)、いず れにせよこの時点では、在方小頭・番人が有機的・ 不可欠な警察網に組み込まれていて、「手覚」の 執筆者自らが、この段階で非人番を「其村々限 之盗賊幷悪党もの等徘徊之用心之ため抱置候」 と決めつけており、非人払いからは相当な「逸脱」 が規定されてしまっている。これが文化8年段 階の摂河の実態であり、奉行所側の認識であっ た。

文化11 (1814) 年12月河州若江郡西郡村で百姓村役人と皮田多数、それに在方小頭・番人多数がからむ興味深い一件が出来する。そのきっかけになったものが、四ヶ所小頭専助と忠五郎より、この付近15カ村を管轄する在方小頭佐七に指示があり、不正品取引の嫌疑を調べに来た。庄屋藤次郎病気で倅繁次郎が村会所で応対するが、「佐七儀無会釈櫞頬(縁側)江腰を懸、片膝を上」て問いただしをした。これを聞いた親藤次郎は、佐七居村の庄屋幸五郎に掛け合いをする。呼びだされた小頭佐七はそこでも

[史料6]

其節も板間江腰を懸、前書同様不作法之躰 ニ而、非人番小頭者居村庄屋方ニ而も板間 江腰を掛候儀者仕来之由申張候

態度を崩さない。同席者は地頭に訴えるべきというが、藤次郎は「非人番相手取、地頭江願出候儀も何与歟世間体不外聞ニ存候」、非人番相手に御上に訴えるなど大袈裟なことは外聞が悪いとて、枝郷皮田村である西郡村の20人ばかりを差し向け、「不作法之次第相糺、及異儀候ハゝ打擲いたし候様」命じるのである。事態はここか

ら一層もつれてくるが、ここでは触れない(藤原2015 p3)。

御用を御旗に、百姓村役人からすれば増長、 当の在方小頭からすれば当然のことのように、 百姓への探索(捜査)がなされている。拘引・ 逮捕となれば公然と牽引していくのであろう。

在方小頭・非人番の動員については18世紀中 頃、いわゆる宝暦~天明期に進行し、寛政11年 の国触れ段階では不可逆の地点にまできている ことしか分からない。もう1つのb村内住民に 向けて監視・逮捕をするようになる問題は、上 記に河州西郡村の事例をあげたが、幕府・大坂 町奉行所として一貫して反対であったことは、 公式 = 建前の問題かどうかは議論がありえるが、 明らかである。文化6 (1809) 年7月町触れ口 達「与力・同心抜きの吟味・持ち物検査禁じる」、 文化10年2月秋本領河内八上郡菩提村百姓友七 を博奕一件で、瓜破村小頭喜兵衛の指図で非人 番多数が縄掛け、昨年7月非人番が百姓に縄掛 けすることを禁じた達しがあると抗議するが聞 き届かず。役所より西奉行所盗賊方与力寺西彦 四郎と掛合い、通達通り百姓への縄掛け・小屋 引込・糾問ならずと確認される。先の文化6年 以降にも同様な通達が出されているのである (『河内国更池村文書』②p209)。但し実際の現場 はそうではなく、博奕場や個人の家に踏み込み、 捕えた者に手荒なまねをして、逃げた仲間の名 前や逃走先を嘔かせ、村役人を呼びつけて実情 をしゃべらせることが、広く行われていたし、 奉行所―四ヶ所側はある程度は黙認もしていた ということである。文化10年河内八上郡菩提村 百姓友七博奕一件と文化12年の河州西郡村一件 からも、村方への捕縛入込みには在方小頭の指 示・意向が大きく関わっていたことを知り得る。

3-2 番人制化の具体的史実

次なる課題は藩領非人制と在郷町・市町などの町場での自立的非人制と、それが四ヶ所の浸透によって進行する変質であろう。大阪城代一町奉行・奉行所の視点からみて、大坂周辺の譜代藩(高槻・尼崎・岸和田)3藩がまずもって俎上に上る。ついで畿内の藩領や、畿内に領域的な藩領を持つ近江仙台藩領や御三卿領での実態が視野に入ってくる。順序は違うかもしれないが、大坂町奉行所の支配国でありながら、最幕末まで四ヶ所の支配がほとんど及んでいなかった播磨諸藩での非人制一番人のあり方がある。もとより各藩・町場の非人一非人番制について詳細を述べることは禁欲して、参照文献を提示することをもって梗概を述べるにとどめる。

1979年に刊行をみた『高槻市史』四巻Ⅱ(近 世史料集)は、当時の関西にあっても、大量の 被差別民史料を収録した、異色の自治体史となっ た。確かに時代は部落解放運動の高まりを受け て、それを可能としたが、それを実現する研究 者あってこそのものであり、酒井一(龍谷大) の奮闘のたまものであった。その成果はのび 1988 (p26) 以下で私なりにまとめた。現時点で も大筋で参照に足ると考える。以下では別の論 点を指摘する。高槻藩に属する村々は「増長」 する非人番の規制を藩に求め、宛物半分・小屋・ 身なりなど全般的な生活・身分規制を要求した。 藩はその大方を呑んで寛延2(1749)年2月、 6 カ条の「番非人之事被仰出之覚」(高④Ⅱ p241) を惣助へ申渡した。その前段で領内村々 5組合に対して「村々番人(から)、村へ願之口 上し、当の非人番らの言い分=弁解を指し示した。 その前段が次のものである。

[史料7]

一是迄(より)被下候物半分ニてハ、京・

大坂入用、小頭左吉入用ニもとゞき不申 候、めいわく仕候

一往古ハ非人之内ニ而番非人ニ御定、其節 者高槻番茂無、尤大坂・京之御用も無之候 村々之番人ハ小頭左吉次第ニ而御座候

此節ハ大坂しか (四ヶ所) の支配之様に罷 成候

藩のある摂津島上・島下郡は大坂四ヶ所・京 都悲田院両方の入込み地であり、京都悲田院配 下の番人もいたのである。村方非人番時代には 勿論藩御用はない。やがて藩は惣助をなんらか の役(小屋頭・垣外長吏?あるいは藩内四人の 小頭があったと見られるので肩書きは小頭か) に取り立てる。高槻番の始まりである。前後し て大坂四ヶ所は、おそらく多くの非人番を周囲 に派遣していた左吉をこの地の小頭に任命する。 大坂御用・役銭の始まりである。京都悲田院も 地歩を確保する動きをしたであろうが、それは 知られない。四ヶ所が左吉を小頭に指定したこ とで、村非人番は「左吉次第」の如くとなり、 藩内が四ヶ所支配の様相を呈した。けれどもの び1988が指摘したように、なお一元的な統治体 制はできていなかったとみる。

治安の悪化とともに統制は強まる。天明4 (1784) 年7月の唐崎村庄屋ら八村連署の「乍恐口上」によれば、「近来番非人共心得違ニ而村方ニ不審成者歟、又ハ村役人不存候他村より紛敷者入込候節、其村役人江内意も無之、外役筋へ申込候義甚不届」(高④ II p244)、まだ踏み込みまでは至っていないが、村にありながら奉行所御用に邁進する姿が問題化している。村側が見せしめのように、非人番への身分規制を強めれば強めるだけ、所詮は非人番を権力側へ追いやることは明らかであろう。

高槻藩の場合、京都悲田院支配との関わりも

あり、一元化の動きは村側から起こっている。 高槻藩は島上・島下郡に59村所領があり、内45 村は「高槻村要助」、残り14村は他領水尾村吉郎 兵衛 (下総古河藩)・田中村喜兵衛 (武蔵忍藩) が差配していた。寛政元(1789)年11月島下郡 内の高槻藩14カ村が「四五ケ村者都而用向之節 直達ニ要助へ被申付候故、万事手都合能ク相弁 候儀、私とも一四ケ村之分者、支配之番人他領 者二付、地頭表ゟ直達難相成候ニ付…以来右 一四ケ村之分も、要助支配ニ可致段」願い出て いる (高④Ⅱ p245)。興味深いのは14村差配の二 人の番人が反対しただけでなく要助も故障を申 立て、その結果先の14村々の歎願になったとい うこと、その歎願を聞き届ける形で藩は「要助 儀此度一領限二番非人支配者申附候」(同p247) となった。「御役所」(大坂町奉行所と推定) は それで奉行所―四ヶ所御用に差し障りはないか と問いただしているが、強い反対はしなかった かに見える(同 p246 もっとも根拠資料を欠 く)。

これが拙稿1988年段階の梗概である。大阪の部落史委員会の高槻調査によって発掘された中村家文書は、やはり大坂町奉行所が関与していること、いわゆる組替えに際して四ヶ所の合意が必要で、14村代表を奉行所に呼び「私共御召之上御位光を以、御当地長吏共江申付置候」(大② p396) 形をもって最終決着が図られている。かくしてここに藩番人制が成立した。但しその後に大坂四ヶ所・京都悲田院との関わりがどうなったかは残念ながら分からない。明治元(1868) 年8月富田村住み小頭久七は「是迄大坂長吏下ニ而御用相勤居候」(大⑨ p466) と申告しているのであるから、四ヶ所一高槻藩小頭一領内全番人の仕組みが廃藩まで維持されたと思われる。

泉州岸和田藩は2-2でも少しく言及してい

る。要家文書によれば、堺長吏からの組み込み 働きかけは、既に元禄年中に起こっている。当 時どの程度の非人番が領内にあったかは不詳で あるが、多い数でなかったことは明らかと思う。 郷会所記録を写した6人では、岸和田村作左衛 門が「六拾年以前ゟ番人相勤」とあるのを別と して、畑村次兵衛が「宝永年中」とあるのが最 古であった。「元禄年中堺長吏ゟ焼印之木札壱枚 つ、領内番人共へ相渡候ニ付、番非人とハ趣意 違候故組下二難附訳、御奉行佐久間丹後守様御 時代、右領分之者共

右領分之者共

の御

の御

原申上」、

本非 人肩書きの木札であったようで、それを理由と して断りを入れた。何度も引用もした大坂町奉 行所与力八田の手になるものと思われる「手覚」 の用法でも、奉行所・四ヶ所側は配下の非人番 を (幕法の文言である) 番非人とする文言にこ だわっているかにみえる。

続いて元文・延享にも圧力がかかったこと、 寛政7 (1795) 年には畠中村非人番太助が、博 奕で堺長吏手先に捕縛された一件が大ごとに なっているが、岸和田藩の態度は一貫していた (要家『寛政七年卯二月 非人番一件之覚』)。こ の段階で番人頭は4人、岸和田村太兵衛・土生 瀬村八兵衛・小瀬村孫兵衛・石才村市助、番人 の数は帳付(村宗門帳に登載された者)55人帳 外(村に住みながら宗門帳に記載さてていない 者) 18人という。藩奉行所一番人頭一非人番が どのような働きをしていたのか、いつ頃から捕 物等に関わるようになったのかなど、肝心のこ とが知られない。岸和田藩については、支配国 議論とも深く関わる重要な問題でもあり、でき るだけ早い段階で関係史料全体が翻刻・公開さ れることを切に願う。

直近公けにされた尼崎藩長吏文書の何よりの 衝撃は、通説となっている寛保3 (1743) 年藩 内尼崎・西宮・兵庫津3都市の長車が、一斉に四ヶ 所に属したとされる史実が、藩の強い反対意向 により反古にされていたことである。新史料宝 曆14(1764)年「長吏一件[文政5年4月]写」 A(4月)·B(12月明和元年に改元されているが、 ここでは宝暦で通す)の読解による、藤本の見 解である (藤本2018 p20)。 はたしてそうであろ うか。宝暦13(1763)年での再燃から遡及して そのように言えなくもないが、尼崎藩の記録で ある偏りを考慮したとしても、「河内守(東町奉 行) 様思召二、尼ヶ崎領内長吏共一旦四ヶ所之 手下二被仰付候儀故、右之儀を被変候儀は難被 成候」(藤本2017 p11)、いかなる事情があったに せよ一旦は四ヶ所下となる約定が結ばれている 以上は、それを反古にはできない、との明確な 答弁を無視することはできないと思う。「一札は 撤回しない、けれども運用はゆるやかにする」 玉虫色合意であった。そうであるからこそ再燃 は起こったのである。なお寛保「一札之事」は 西宮長吏2人の「吟味…入牢」(藤本2017 p10) 一件落着後の措置で出されたことが、今回新た に明らかにされた。

さて大坂町奉行所と尼崎藩との争点は何に集 約されるのか。仕置権である。具体的には摂河 支配国の法理に基づく広域捜査権と、領内の仕 置は大小に拘わらず藩の主導で行いたい、対立 である。

[史料8]

[奉行所・四ヶ所主張]

- ・「摂河両国在々ニて之、盗賊幷ニ火付・人 殺し等何事ニ不寄変事之儀は、聞付ケ次第 四ヶ所長吏より、内意申来候様兼て被仰渡 置候」(藤本2017 p10)
- ・「摂河両国町方・在方ニて、盗致すものハ 都て於奉行所遂吟味、仕置申付候」

・変事類「地頭より表向御届不申上候以前 こも、早速三ケ所(尼崎藩内長吏)長吏共 より(大坂)四ヶ所長吏共え通達致候でも、 大坂御固之筋ニ拘り候儀は無之哉之様にも 思召候|

[尼崎藩の主張]

- ・「三ケ所ニ罷在候長吏共捕候盗賊之儀は、 盗之多少ニ不拘前々より地頭元表え申達候、 依之地頭役所ニて吟味之上、死罪又は追払 等申付候節ニ至り、当表御役所え御入用之 盗賊ニハ無御座候哉と相伺、入用御座候ハ、 御役所え差出之、御入用無御座候ハ、地頭 表ニおいて、死罪又ハ追払申付候義ニ御座 候」
- ・「至て軽キ儀は其節之様子ニ寄、御入用之 有無不相伺、直ニ追払申付、又は長吏共よ り追払い候様申付」

奉行所側八田五郎左衛門が、直で三ケ所―四ヶ所へ通達しても大坂御固の筋には拘わらないのではないかと糺され、藩側大坂留守居佐久間は返答に詰まってしまう。B[藤本2017所収史料番号]全体をみても対応した大坂留守居佐久間は無能のようだ。

さて寛保3年以前、尼崎藩御用=捕物は長吏に課せられていたのであろうか。藤本は「一札」中の文言、戸田時代「領内仕置筋」云々とあることから、当然警察下役を担ったと見込むが、提示されている根拠の限りは別の解釈もありうると考える。尼崎藩兵庫津で、長吏―垣外仲間が形成された経緯と彼らの役務について、当事者が語ったものがある。一分の頭であった長吏たちが大坂四ケ所の配下に入ったとされる、件の一札がだされる寛保3(1743)年2月、兵庫津会所は長吏喜兵衛と庄兵衛を呼び出したが、喜兵衛は不快といって出てこない。やむなく親

伊兵衛を呼び出し勤めと家作(家作問題はここ では触れない)について尋ねた。どうも近年長 吏の勤め方に会所は疑問をもっている様子で あった。そこで「長吏自今勤方夜一通り・昼一 遍壱人ツ、可相通廻、若不快之節ハ昼廻除(き) 夜廻り可相勤、勿論手子「下」之者召連長吏勤 之躰ニて可相廻 | 「町方祝義・不祝義・馳 ((施カ)) 物等申受候節、家々相応ニて申受候、若不相応 こむさふり候義仕間敷旨一札へ書付可申と夜前 相談之趣書付申合二候」(『兵庫津岡方文書』 7 - 2 p161 ~)。深読みすれば奉行所御用に触れ ていないので御用があったかもしれない、とい うことはありえることではあるが、私はいまだ 兵庫津会所の全的な差配の下にあり、兵庫津昼 夜廻り(貧人・乞食の制道)が主要な役務であっ たと考える。経過から長吏が会所から離脱する 方向性を強めていると思われ、だとすれば四ヶ 所への服属、奉行所御用への傾斜は始まってい たといえるのかも知れない(高木2007)。

京都悲田院についていえば、近江国譜代藩の非人(彦根・水口・膳所)は配下に属さなかった(法曹後鑑)。領内に小頭を置いて、非人番を一円的に統制する動きは近江の仙台藩1万石では安永7(1778)年に起こり、その時の記録に「御他領ニ類例も御座候」(朝尾1995 p21)という。私たちには事例的には寛政元年摂津高槻藩しか知られないが、畿内では他にも少なからず例があったのだろう。

播磨とりわけ東播磨の藩領・町場での動向を よく示す史料が、三木町で小屋頭文七を目明し に取り立ててほしいと、町と大庄屋が役所へ歎 願しているものであろう。全文を紹介する。播 磨の藩と町場の豊富な事例をもって締めくくろ う。

[史料9] 三木町番人文七に目明しを兼ねさ

せたき三木町よりの嘆願 寛政 2 年12月 三木町有文書 三木232

乍恐書付を以奉願上候

一非人番久七義兼而実躰ニ相勤罷在候へ共、 為乱(胡乱)躰之浪人幷似セ諸勧化之者、 町在江入込或者合力ねたりケ間敷儀申候 節、久七事非人番之職分二而勤難故折々 徘徊仕町在役人宅ニモ罷越差困り候義ニ 御座候、右二付非人番文七目明シニ被為 成下度、勿論非人番を兼為相勤度奉存候、 若又御近領明石鬼助義、非人番盗賊方兼 他所出之節ハ帯刀御免□御領分廻り候節 者一刀仕候、猶又三田番人頭小左衛門、 社村番人頭團蔵・姫路領番人頭与十郎、 与八、庄左衛門、佐五右衛門等ハ、非人 番目明モ兼一刀御免之由ニ御座候、小野 御領内ニ而者社團蔵小屋下之者小野町ニ 壱人有之、是モー刀御免ニ而御座候、其 外其領内之番人其御領内ニ而諸見物之場 面江警固仕候節ハ何連モ一刀仕候、三木 御知行所這田村元助義非人番ニ而其御知 行所諸見物之場所警固之節、一刀御免ニ 而出勤仕候、其外御近領二番人数多候得 共小屋下故一刀ハ不仕候、右文七儀小屋 頭ニ御座候へ共、是迄一刀御免無之故尋 者之節モ同役共毎々参会仕節無刀ニ而御 座□仕ニ、無振合悪敷兼而私共方迄相願 申事二御座候故、何卒一刀御免被為成下、 目明シ被為仰付被下候ハゝ鷹礼躰之者取 締二罷成、町在甚勝手合二相成可申様存 奉候二付、乍恐書付を以奉窺候 以上

寛政弐年戌十二月

上五ヶ町惣年寄 福田与六郎 下五ヶ町惣年寄 十河与七郎 三木組大庄屋 十河与治太夫

『人権問題研究』第20号

三木御役所

東播磨の藩領・非在領主地では、ところの非人番のトップを目明しとし、十手や帶刀を許すことで、容易に番人化の道を歩ませていることが分かる。中播磨(姫路)西播磨も含めて、播磨国ではこの方式が一般的であったかに思える。山崎・龍野・林田各藩、旗本新宮領の具体的な事例と経過はのび1988他を見られたい。やはり同様の過程を通っている。

江戸を舞台に展開される数多の時代劇でおなじみの「岡っ引き」が住民にとって、いかに「両刃の剣」であるかは贅言を費やすこともあるまい。非人番・番人を岡っ引きに取り立てることは、村や町・地域に入込んでくる「有象無象のヤカラ」に対して有効な決定打となりえるかもしれないが、返す刀で村民、町人・住民を監視し探索し逮捕もする道をも容易にするのである。ひとつの「合法的」解答は幾多の新しい難しい困難をつくりだしたのである。

3-3 御用役銭と十分一納

のび 2015b が新たに提起した課題は、長吏十分一納の多さと重さである。そこでは従来「手覚」が一貫して強調してきた御用役銭のあまりの増大ぶりに、研究者も引きずられてきたことの反

省がある。顧みれば十分一納問題はのび1988でも、いわゆる「大塩訴状」(天保6年摂河両国村々役人の名で書かれた訴状)で、すでに言及されていたのであった(のび1988 p6表2参照)。今回嘉永の河内国讃良郡高宮村の例をあげた(史料12)。

現時点での役銭の変遷を一覧して以下若干の 新しいコメントをする【表2】。

現在四ヶ所側の収入構造が分かる最も早い段 階のものが次の史料であろう。

[史料10] 四ヶ所長吏収入の梗概 安永 4 年 悲田院長吏文書 p334

- *冒頭の①~⑤は便宜筆者が付したものである。「"」は刊本に付された抹消・改変箇所を示す。/は改行表示。
 - ①一私共手下摂河村々之番人共、夏秋番為 給村方ゟ相応ニ被遺候米麦之内十分一申、 右一歩ヲ四ヶ所私共へ在番人ゟ持参仕候、 銀ニ直シ凡七貫三百欠余御座候
 - ②一銭百十貫文余(") 右者摂河番人共ゟ村掛りと申私共へ取来 申候
 - ③一銭壱貫六百匁余(") 右者三郷之内四十町ゟ壱ケ年ニ長吏抜持 と申被下候ヲ、小頭廿人江私共ゟ差遣し 申候

表 1	四ヶi	听収支構成	(安永4)
1X I		ハイス・メイ件ルル	ノメハマ	•

名 称	収入	支 出	備考
十分一	銀7貫.300	銀7貫.300	番人に番給として夏秋に遣わされる米麦の1割を持参、主 に長吏4人分配
村掛り	銭110.	銭110.	摂河番人より取る、高原諸入用にする
長吏抜持	銀1.600	銀1.600	大坂三郷の内40町より下さり、小頭20人に長吏より渡す
小計	銀8.900/銭 110.		いわゆる3役銀銭
長吏一遍	米40石余	米40石余	毎年7月・12申請し小頭・若き者へ配分
(手下徴収)	銭32.		四ヶ所手下より徴収、借用銀銭利払い、高原の四ヶ所小屋 諸入用・利払い不足分は小頭持寄り払い

収支の. は銀・銭とも貫単位 典拠は『悲田院長吏文書』p334

畿内番人制の結構

表2 四ケ所の非人番役銭の変遷と実態

年 次	西曆	役銭(銭・文)	備考	典拠
享保20	1735		植松小頭久三郎が西老原村へ差入れた一札では「給米・布施米・他下され物」受取窓口は非人番だが取得主体は小頭	長648p
寛延2	1749		高槻藩内非人番に大坂・京入用・藩小頭入用あり(御用ともあり 必ずしも役銭であったとは限らない)	高槻市史四2
宝曆年間	1751-64	1 貫~ 1.200	当初1役1カ年、1村30~40戸基準、戸数多ければ1役何分何厘 となる	手覚・大塩訴状
明和	1764-72	$1.300 \sim 1.500$	文政9年摂河73カ村訴状でも半期500~700文とあり整合する	手覚
安永4	1775		夏秋給米の内10分1 摂河で銀7貫300、村掛りとして合計銭110貫、 三郷内40町より長吏抜持として銀1貫600目メ銀8貫900目・銭110 貫文、長吏4小頭20へ相応分配、7・12月三郷町中より長吏一遍 として両度に米20石余 小頭・若き者へ配分	
安永	1772-81	1.600 ~ 1.900		手覚
天明	1781-89	$2.00 \sim 3.200$		手覚
寛政・享和	1789-1804	$3.600 \sim 7.500$		手覚
寛政 6.12	1794		四ケ所勘定①銀839匁753 ②村掛銭17買748 (内 7 貫748高原分) ③札銭 2 貫156 3 口 4 つ割 1 垣外銀209匁9・銭2貫938文	長623p
文化前期	1804-10	$6.400 \sim 9.600$	ある段階から役銭は固定され、種々の名目での徴収が行われてい く	手覚
文化7.12	1810		摂津平野郷小頭清兵衛四ヶ所「諸入用割符私引請銀」として「銀 800日」を惣会所より借用する	覚帳 大阪の部落史 3 135文書
文政 1.08	1818		「摂河小頭幷組下惣代之者共一統」23カ条の倹約取極をもって四ヶ所へ願い出、「役掛出銭追々減少」したという。翌年6月には他国御用(とりわけ遠国御用)・囚人入用の用銀の取替について摂河小頭共として四ヶ所宛て歎願	長326 p
文政 9.02	1826	26.000 ~ 30.000	惣代兎原郡中野村庄屋弥三左衛門 史料では半期分13~15貫文表 示を二倍として表示	摂河73カ村訴状
文政 9.06	1826	摂河入用 4 貫942 (内225文竹林寺入 用) 地廻入用 5 貫471 メ10.417	高槻小頭佐吉が四ケ所に願出た文言によると①摂河入用高3265貫161文、これを692役17厘で割って1役4貫717文、それに竹林寺入用1役225文として4貫942文②方角入用(地廻り)高1218貫924文これを222役7分に割り1役5貫471文、2口ヶ1役に付10貫417文。その4割を長吏小頭茂七へ、残り6割を両度に出銭、内訳としてはおよそ10口あり5口(麦給・節季候・大黒給・神事・非人施し)となり、役銭の外に5口(組入用・歳暮祝儀・扇子代・牛蒡料・宗判料などと唱え)も掛かるという	
天保中期	1835	8.000+6~7貫+ 4~5貫+給物10 分1	御用役銭8貫文、内割6~7貫文、長吏見舞い4~5貫文、給物十分一(長吏1小頭3直場は長吏へ2)、その他に兵庫津勤番・遠国入用名目で700文掛る、年4回の取立(これが摂河勘定の根拠)四ケ所1カ年銀60貫目余取立	大塩訴状
弘化2.04	1845		西成郡津守新田は鳶田長吏宛て例年通りの「番給とて志」銀25匁 を渡す	津守新田文書
嘉永 4 .12	1851	銭8貫文+12貫文	河州茨田郡高宮村は非人番利助への手当を毎日飯米1本と決する。 利助はこれを了としながらも、従来通り「小訳ケ頂戴もの」として正月もの・番給米など3区分の諸手当を嘆願。またそれとは別に「四箇所長吏方・在小頭・組入用等」の1カ年の諸懸りとして①3・7・9・12月各銭2貫文②外に7月麦勘定4貫文余・12月米勘定8貫文余、都合「凡弐百目計り」(銭計では20貫文余)と書上げる	寝屋川市史 4 豊野 地区424p
嘉永4	1851	凡そ年銀200目	河州讃良郡堀溝村では非人番とは別に「四箇所長吏・在方小頭丼 ニ組入用等之義壱ケ年ニ付諸懸り」として年8貫(3・7・9・ 12月各2貫)米麦勘定12貫(7月麦4貫余・12月米8貫余)、都合 銀200目計りを支出している	寝屋川市史 4 425p
文久3.08	1863		丹南郡南島村小頭、志紀郡沢田村旦那衆に「長吏役銭」など銀1 貫200目を借用する	藤井寺市史②
酉12月			「摂河小頭共為申合色々相談仕」り、下にては倹約の手段もなく、四ヶ所において摂河入用を軽減してほしいと願い出る。文化10年カ	長647p
年欠巳11月			四ケ所勘定 ①村掛り75貫465文 ②礼銭12貫482文 ③上納分銀 309匁95 全てを4つ割、1 垣外銀77匁487・銭21貫984	悲201

^{*}役銭 1 役単位 大塩訴状の銀表示の一部は銭の筆写間違いとみなした *典拠 ・手賞 (盛田嘉徳 「番非人文書」 『盛田嘉徳部落問題選集』解放出版社)・『茨木市史 史料篇近世』 5) など ・大塩訴状 (仲田正之『大塩平八郎建議書』文献出版)・摂河73カ村訴状 (筆者蔵コピー) ・長 (『悲田院長吏文書』部落解放・人権研究所) ・悲 (『悲田院文書』清文堂) ・本表の初出はコラム「在方小頭・非人番の役銭について」(『近世大坂と被差別民社会』清文堂2015) であるが改定している

メ銀八貫九百匁/銭百十貫文 右銭之義者高原諸入用ニ仕置(") 候、銀 子之義者私共四人・小頭共廿人へ相応ニ

④一両度ニ凡米廿石余

配分仕候

右者三郷町中ゟ長吏一遍と申、毎年七月・ 十二月手勤を申請、小頭共幷若キ者共へ 相応配分為致候

⑤一銭三十弐貫文斗四ヶ所私共手下 f 取来 り 申候

此銭ヲ以前書ニ奉申上候通、借用銀銭歩払 ニ□、右之銭ニて者高原罷有(居)候小屋 諸入用幷ニ歩払足不申候ニ付、私共・小頭 共合持寄払申候

右之通ニ而年々差詰り歎ケ敷奉存候、何卒 御慈悲之上三郷町中江私共奉願上候通、被 為仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候 已上

安永四年

未□月

上記を一覧表にした【表1】。十分一納は冒頭 ①に書上げられている。天保の大塩訴状では番 人が受け取る「給物」の4割が小頭に上納され、 その内の1割が長吏に渉る。直場の場合は在方 小頭がないため2割が長吏に渡される仕組みと 指摘されていた。村や番人らが直場番人となる のを望み運動する理由がここにあった。②がい わゆる御用役銭であろう。番人の数がいまだ限 られている段階で、すでに銀にして27貫500目に およぶ。再配分は考えずにいえば長吏収入は、 ①摂河の村(勧進=十分一納)②番人③大坂40 町④三郷⑤仲間、と分かれているが、総計銀10 貫100月・銭143貫文、銀に直して46貫目近いも のとなる。①~③で一旦締めがなされているの は、ここまでが主要な「上納3役銀(銭)」と認 識されていたのであろう。総計銀46貫目にも及 ぶ徴収銀銭高にもかかわらず、長吏らに言わせれば、御用出役ですでに銀50貫・銭440貫文の借銀銭があり、年間の収入と借銀銭がほぼ同額ということになる。利払いだけで1カ月銀にして1貫600目以上の支払いに追われる、というのである。

天保の大塩訴状には役銭も十分一納も詳細に 渉って描き上げられているが、それは奉行所側 の見方であり、当の在方小頭の論理がまた別で あり、彼らからいえば大塩訴状の内容提示には 混乱があるということは、今後の研究進展のた めとりあえず指摘しておいていいであろう。も う1点は安永から半世紀後の文政9(1826)年、 摂河入用割掛銭(四ヶ所徴収額)は3265貫161文 プラス方角入用(上組など固有の費用分)1218 貫924文、この2口合わせ4500貫文弱(銀68貫 985匁)が一旦は四ヶ所に上納されている。単純 比較は誤解を招くかも知れないが、半世紀の間 に銀10貫が68貫という天井知らずの額になって いるのである。

十分一納と役銭の内容について、維新後に言 い換えた史料を示す。

[史料11] 役銭上納等について高槻小頭久七 口上 抄録

「乍恐以書付再願奉申上候口上」

明治3年8月 好田家文書

「麦上納之義ハ銘々御村中より頂戴仕候麦給之 内壱分方相納、尤冬分給米之儀も同様ニ御座 候、尚又後納銭之儀ハ御旧幕御時代摂河村々 ニ御捕もの在之、大坂御同心様御出役之節、 四ヶ所長吏共も御供ニ罷越候ニ付而ハ、同人 共手元ニ入用多分相費候由ニ而、右賄銭とし て、壱ケ村毎村柄家数ニ応し役高ヲ定メ壱役 ニ付壱年分銭七貫文、是ヲ後納銭と唱へ三月・ 七月・九月・十二月、四ケ度ニ出銭仕来り、 御建分後も矢張相納居候儀ニ御座候」(大⑨ p473)

文中御建分とは府藩県三治下の状況を指す。 麦・米二季上納が十分一納であり、後納銭が役 銭である。後者は奉行所同心の摂河捕物の際、 四ヶ所長吏らも随行してくる賄銭だと説明され ている。1村1年銭7貫文は天保の8貫文と近 似しているが、1貫文ほどは減っている。垣外 側では四ヶ所勘定と唱え、年4回の会計がなさ れるが、村拠出の役銭が4分割して出されてい ることが、このような会計になっている根拠な のであろう。当然それは江戸期からの慣行であ る。四ヶ所・番人の会計が4分割を習いとして いたことは、夙に内田1987以来知られているこ とであるが、それがいかなる起源と理由による かは最終的な解明をみていなかった史実である。 ここに解答を示しておく。同時に上記[史料10] を軸に分析した四ヶ所会計の構造は、内田1987 の提示した「四ヶ所の収入構造」を現時点にたっ て刷新するものである。但し奉行所同心の在方 出張に際して長吏自らが出張する、という点に ついて別史料で確認することができない点は指 摘して今後の検討に委ねる。

それに関わって村方非人番時代の手当・給与などと、番人制下の番人となって以降の番給・手当などについて、何が継承され、何が加わり、かつ全体としてどういう方向性に変質したのか(当の番人の認識は、村側の心情は)。残念ながらそれを示し得る史料(長期の村小入用帳や番人升米・布施帳、村役人の記録など)を見出すことはできなかった。摂津国豊島郡栗生岩坂村に残る枡米・布施帳(箕Ⅲp317~)などが、手懸りとなろうと指摘のみして、これも後進の研究に譲る。

非人番手当や給与は村の会計帳簿に記載され

ることも多く、かつ後期には村にとって大変な 負担ともなっていたので、今後も史料の紹介な どは続くと思われる。新しい史料所見としては ひとつは村入用でなく、非人番への給与・手当 の総体を記そうと意図した帳面に依拠したもの があること、もうひとつは毎日飯米や諸手当・ 勧准(布施米・大黒舞など)は村民全部が寄せ 合うものであるため、それは通常記録されるこ とは少ないが、まれに記録が存在する。たとえ ば嘉永4(1851)年12月河州讃良郡高宮村では「是 迄二季麦米ニて諸餉米 (しょうまい) 之内へ相 加り候様此度相改、即来春より日々焚飯ニて相 集メ可申候 |、非人番手当を毎日飯米1本にする と命じられる。番人利助は承知をしながらも「往 古前々は色々小訳ケニ相別ケ其時々ニ頂戴仕可 申筈ニ御座候得共、兎角当時ニては一例に相成 二秋麦米ニて頂戴仕候義ニ御座候、乍恐右内ニ て私共より四箇所長吏方へ諸懸り出銭可申義ニ 御座候人、小訳でその都度頂戴していた勧進物が 現在では両秋米麦にはなっているが元は訳もあ り、かつその中から四ヶ所長吏宛諸懸りとして 出銭しているので、それは存続してほしいと歎 願している。そこでは

[史料12] 寝⑤ p425

- 一正月もの 幷小正月もの 麦給米
- 一盆もの 神事もの 幷二非人布施
- 一番給米 節季女郎(候) 大黒舞 幷二日々飯代布施

が区分(小訳)され書上げられている。その一部が長吏への十分一出納となるのである。ところでこの村の前年の小入用帳が残っているが、この年小訳(統合されて2秋麦米)がなされていたにもかかわらず、帳面に出るのは「一米五斗 是ハ非人番給ニて御座候」(同p432)のみである。村民がその都度に供出する米銭は、いか

に多くとも村の出費とは区別されているのである。

4 顔のみえる在方小頭の探究を

中尾2011はその時点での関係史料を博索して、 在方小頭50人の人名を掲げた労作である。小頭 数自体は固定したものではなく、幕末には増大 したのではないかという感触をもつが、いずれ にせよ在方小頭研究の出発点であることは間違 いない。中尾はその大半を長・続長から抽出し ている。そこでこれとは異なる新史料を2点末 尾に入れておく。今後はこれまで明らかにされ た名前(血縁相続を基本としていたと思われる ため、名前も受け継がれている場合が多い)を 軸に、具体的な探究がなされるよう、研究進展 に期待したい。【別添史料1】【別添史料2】

個々の非人番・番人はもとより、在方小頭の 日常(御用・生活・意識)さえほとんど分かっ ていない。強いていえば御用に関わる局面に偏っ た、摂津は平野郷の番人小頭・播磨林田藩番人 頭の動向(松岡・横田1986)が知られる程度で あろう。そこには史料が欠けている以上に、彼 らの生活と心情を明らかにする、そのような問 題意識・探究視点を持ち得ない研究者側の姿勢 がある。

おわりに

自らにとって非人番研究の締めくくりとなる 第3部をまとめる動機になったのは、藤本2017・ 2018である。尼崎藩長吏文書の発掘によってみ えてきた新しい領野に、精緻な文書解釈と構成 によって刺激的な論を展開した。同時に以前か ら覗えた雑な非人番像がそのまま増幅されて映 されている。両方が私を刺激した。藤本両稿が 尼崎にゆかりのものであることも、拙稿二篇が 尼崎市立地域研究史料館紀要に掲載されていた こともあり、偶然ながらえにしを感じた。

本稿は筆者が非人番について、総括的なまと めをした3部作の艘尾に位置する論稿となる。 すなわち1987「村方非人番の成立 | 1988「広域 非人番制 | に続き、その後30年間の研究動向と、 この間に自らが見出した新史料を用いて、現時 点における論点整理と、現時点での新しい問題 提起と課題設定を試みた作品となる。筆者にとっ て前2篇と大きく異なるのは、この間30年の間 に大坂四ヶ所の史料と解明が大きく進捗したこ と、それによって非人制(四ヶ所「垣外]制) と非人番制とを高い位置で接合することが可能 になったことだろう。そして私にあっては、特 定分野や地域を対象として、悉皆調査・分析を 一気呵成におこなうということに、困難を感じ るようになっては、多分この続稿は書かれるこ とはなかろうと思う。

本稿の各所で史料上の初見や初出、集成事例を一般的な指摘として盛り得たのは、この30年の期間も関心を持続し、史資料を探索してきたからに他ならない。その努力に免じて、先行研究への辛めの批判的ものいいを許容していただけると助かる。「大坂の非人」(四ヶ所垣外を中軸とする)研究の分野においても、内田収入構造論、内田・塚田四ヶ所御用論に根底的な批判をおこない刷新を試みた点が、今後の議論となることを望む。

私が2つの非人番論を書くに際して、尼崎市 立地域研究史料館が所蔵する関西全域の自治体 史を、悉皆調査する機会を与えられた。当時市 町村史に非人番史料が収められているものはそ れほど多くはなかった。むしろその後に、何波 目かの自治体史編纂ブームが起こり、武士・農民・町人以外の多様な身分と人々、女性や被差別層とみなされる人々をも、地方自治体史に入れうべきとする社会的圧力と時代的風潮のもとで、多くの自治体史が比較的掲載し易い非人番関係史料を収録するようになった感触がある。けれども大阪府域については、今世紀当初に機会があり悉皆的な検索をおこなったにせよ、近畿全体についていえば、その都度点検する努力はおこなった心算ではあるが、悉皆調査であったとはいえない。

自らにとっての非人番研究のしまりとなる本稿を書きながら、前2稿を書く間中内容上の議論に付き合ってくださり、「それならこういう史料がある、こういう文献はみたか」と要を得た助言と援助をされ、けれどもできあがった原稿に対しては、文意を通す以外ほとんど口出しをされなかった、当時尼崎市立地域研究史料館館長であった小野寺逸也氏の暖かな後援を思い出していた。本分野のこの研究に意義があるとすれば、それはひとえに小野寺氏のおかげである。ありがとうございました。

*西播地域皮多村文書研究会

【附記】

[その1 略記] 繁出する史料集などについて省略表記をおこなう。大一大阪の部落史委員会編『大阪の部落史』全10巻(部落解放・人権研究所)、悲一『悲田院文書』(清文堂1989)、長・続長一『悲田院長吏文書』(部落解放・人権研究所 2008.5)『続悲田院長吏文書』(同刊2020.5)、箕一『箕面市史部落史』、三木一『三木市部落史関係文書』(三木市教育委員会1996)三度に渉る編纂物の最後

のものを採った。

手覚一盛田嘉徳「番非人文書」(『部落解放』 5 号1969) 後同氏『部落問題選集』解放出版社 1982所収

- ・市史類は『高槻市史』4巻Ⅱ (1979) は高4Ⅱ・『寝屋川市史』4巻は寝4・『新修茨木市史』5巻は茨5・『枚方市史』9巻は枚⑨などと表記、
- ・非人番関係論文については別表とした文献目録の表示に依拠する。それ以外に文中に言及したものは末尾参考文献で示した。

[その2 史料注記] 本稿立論を支えてくれる主 要史料にa天王寺悲田院垣外長吏林家から、遅 くとも1950年代末に古書肆の元に流出した大量 の文書<悲田院長吏文書> b戦前~戦後の大 阪を代表する郷土史家にして収集家であった、 佐古慶三 (1898~1989) の収集にかかる冊子史 料であり、これを佐古から直接筆写することを 許された、盛田嘉徳が「番非人文書」と題して 公表した原題<手覚> がある。引用・援用し た史資料は他にもあるが上記2点の書誌的解題 をしておく。なお c 大阪教育大学付属図書館蔵 「転切支丹宗門改帳 | d 尼崎市立地域研究史料館 蔵「尼崎長吏文書」については、前者は収録刊 本『続悲田院長吏文書』解説、後者は藤本2017 に委曲が尽されている。紙幅もありそちらに譲 る。

悲田院長吏文書 1600点に及ぶ悲田院長吏家文書の特徴のひとつは、一紙文書がほとんどで簿冊文書を欠いていることである。元の所蔵者藤木喜一郎(関西学院大学)の言によれば、所属の大学紛争で研究室も占拠され水浸しになりウジが湧き、やむなく焼却処分をしたという。それが主として簿冊類であった可能性が高いと推測する。ごく最近になって現所蔵先である神戸市立博物館の(ひとまとまりしてある長吏文書

の箱でない) 他の場所に紛れていた文化期の宗 門帳1冊が発見され紹介された(小野田19)。紛 失した長吏文書群の一部 (200余点―全体が年月 の記載のある一紙文書である)は、2回に渉っ て大阪中之島図書館に購入されているが、文書 全体のなかで中之島図書館現蔵文書の特徴とい えるものは、年代が古い文書で占められている こと、年紀の確かなもの、転びキリシタン・法 的文書等、藤木が論文化するために別置してい たと思われる一群の文書であった。四天王寺が 古書肆から購入した元禄11年の宗門帳は1966年 であった。つまり藤木が購入した時点ですでに 分離されていたことになる。宗門帳は本体(写 しではない)であり、天王寺村庄屋宛に提出さ れたものである。そうするとその方面からのも のであり、悲田院長吏方からの出所ではない可 能性がある。この点はこれ以上立入らない。

本文書を含む藤木所蔵の膨大な古文書は死去 後1970年代後期に古書肆を通して兵庫県史編纂 室に購入打診がなされた。県史は諸事情から購 入を断念した。その後に神戸市立博物館に一括 購入されて現在に至っている。資料庫に眠って いた文書が明るみに出るきっかけとなったのは、 『新修神戸市史』の委員として藪田貫が参加し、 調査の過程で本史料群を見出し、大阪という自 らのフィールドとの関わりから若干のメモを取 り、また「作柄調査」などの大部の冊子等を借り 出した。近世部分を終えたことで文書はそのま まに置かれることとなった。私が藪田から本史 料の存在を聞かされたのは1997年のことであっ た。当時の私は渡辺村の基礎的史実の究明に関 心の大半を占めており、ようやく3箇所に別れ ていた木津村文書が整う段階にあり、他方では 「大坂の非人」については(のみならず近世非人 全般について) 一般的な関心と意欲しかもって いなかった。

悲田院長吏文書全体の変転と性格について、 相当に踏み込んだ推測に推測を重ねるが如き記 述をしたのは、いくつかの誤った、もしくは不 正確な情報が流布していることと関わっている。 本文書全体を写真撮影し、写真でではあるが第 一次整理を行ない(すでに古書肆はもとより、 藤木・兵庫県史編纂室・藪田貫の手で動かされ ていてウブ口の状態ではなかった。また相当量 の一紙文書の継ぎ目が剥がれ、文書全点の撮影 のため、ほぼ2日をかけて応急措置的な糊付け を行った)、目録作成をした当人という縁があり、 数奇な運命をたどって今日に至っているについ て、故人となられた藤木を別として、目録作成 の過程で分散していた関係文書の調査を試みた こともあり、現時点で一連の流れを私以上に知 る者はいないだろうと思うからである。尤も古 書肆に片割れを持ち込んだ某当人が証人となれ ば一知半解を晒すに等しい恥ずかしい推論とな ろうが、それでもこのような経過をたどったで あろうという確信が私にはある。なお大阪の部 落史委員会が目録作成のため写真撮影をした段 階では、ある事情により、それより若干以前に 簿冊のかたまりであった風聞書 (続長に悲田院 文書として収録されたもの、作付け調査が大半 を占める)が別置されており、それを除いた撮 影になっている。その意味で(目録作成時の印 象から簿冊・冊子文書がほぼ皆無とみなしてき た考えをここに訂正したい) 簿冊史料がまった くなかった訳ではなかったことは、随分後になっ て明らかになったことである。のび2007で「大 半が一紙文書 | と書いたことは誤りとまではい わないとしても不正確であった。

手覚 今となっては佐古がどのようにして本史 料を入手したかは分からない。現在は大阪商業 大学の「佐古コレクション」のなかにある。現物を確認し写真撮影をおこなった。収集古文書全体については大阪商業大学商業史博物館から「教授収集目録」(『研究所資料目録』1~4集1992~97)が出されている。また「佐古慶三著作目録」[商業史研究所紀要] 4 1996) もまとめられており、佐古の生涯と業績の大枠が知られる。

盛田が1969年という早い段階で本史料を翻刻 紹介した際、筆者を「天満同心の老練者でもあ ろうか」と、執筆年を「文中の記事より文化八 年(一八一一)のことと考えられる」と推定した。 けれども約束があってのことか、史料提供者の 名(佐古慶三)や文書の入手先や経路などは触 れられなかった。また啓蒙を兼ねた一般誌であっ た月刊雑誌『部落解放』(現在も刊行されている) に掲載するためか、本題の「手覚」でなく「番 非人文書」と題して史料紹介をされた。紹介文 で述べられている通り、当時「大坂の非人」に ついてはこの時点より20年も以前の岡本良一「大 坂の非人」(『ヒストリア』 3 1952) が参照され る程度の研究現状であってみれば、文書でも番 人をこのように呼称しており、やむない表題と いえよう。

ともあれ発表当時、そこに描かれている「大坂の非人」の豊饒な世界を総体理解できた者、満足な注釈をなし得た者はなかったであろう。私見では悲田院長吏文書の公開を待ってようやく緒についたと考える(御用と会計の構造は本稿をもって提示した)。そうではあるが部分的な引用と援用は、大坂四ヶ所「当時者」の史料が限られていたこと(公刊された『道頓堀非人関係文書』は半分以上が墓所聖史料であったことと、長吏ら垣外側が書いたものは宝暦期五年までで、以後は庄屋の手による上申となり、垣外よりの文書は写されなくなっていく)、大坂町奉

行所が四ヶ所に言及した史資料もいまだ限られていた等もあって、まずは松岡・横田1976を嚆矢として、以後少なくない論稿に取上げられてきており、今なお(未解釈の文言があり)史料的価値を減じていない。

ではこの貴重な「上申書」手控えは誰が書い たものなのか。盛田は老練の天満同心が文化8 年に上申したものとした(『盛田嘉徳部落問題選 集』p369 以下引用頁表示は同書による)。以後 私の異論の他は今日まで踏襲されている。冒頭 の「在々番非人出銭 | の書上げが文化元年より「去 午年迄七ケ年 | とあるので、書かれた時期が文 化8(1811)年であることは確かであろう。「東様」 (p373下) つまり敬語で東町奉行の名があるので、 これは西町の者の手になるものかとも思ったが、 「死亡瀬田藤四郎盗賊吟味役相勤候砌 | (p371下) と呼び捨てにしている。彼は東町与力であり、 寛政10年まで存命であった(野高宏之教示)。同 心が与力を呼び捨てにすることはありえないの で、筆者が与力であることが推定される。そこ で自らについて言及している一文「盗賊方之儀 廿五年以前未年迄四·五年之間、私相勤候」(p373 下)から、天明2年から5 (1782~85)年東町 奉行所与力で盗賊方を勤めていた者として、八 田五郎左衛門(6代目とされる)の名があがる。 彼が「同(天明二年)三月三十二才ニ而転役、 御石役・加役盗賊吟味役兼勤被仰付」(『八田氏 由緒書』享和2年12月『大阪市史史料』33 p111)、盗賊方についていたことは明らかである。 上記の推定が正しいとすれば八田は文化8年時 与力筆頭「諸御用調役|(享和3年新設)につい ていて、奉行所業務全体の調整を任務としてい た。野高は「手覚」とは町奉行が命じ部下が上 申した文書を指し、大坂城代まで報告・手渡し されたものの謂いではないかと推定している(私 信)。

【註】

- 1)藤本2018は『悲田院長吏文書』正続(2008・2010) の公刊・公開によって進展した研究として、塚田・小野田・寺木・高久の名を出し、塚田の2000年論文(『年報都市史研究』8)をあげる。その頃にこの史料集は出ていないし、塚田が原史料をみることもない。二つの史料集に関わり、それを駆使したのび2015所収のa・bを含む3つは、コラムとはいえ非人番に直接関わる論稿も含む、いずれもが新しい世界を拓いたものである。それはこの分野の研究に数えられていない。悲田院長吏文書の整理に最初から関わってきた私は、史料全文は載せない申合せのもとで、のび2007でも悲田院長吏の系譜を復原するなどを試みている。それも業績ではないらしい。きわめて恣意的な研究整理と思う。
- 2) 村方非人番から番人制 (溝口1994の規定では非人番制度) へ、という根底的なシェーマの設定は共有され、根本的 な批判はこれまでのところ見られない。のび1988論文で はその具体的契機と道筋についても3通りの議論を用意 した。溝口は拙稿を註に入れているのであるから読んだ のだろうが、「大和のどの範囲まで広がった | かの規定、「ど のようであれば村方番人を含んだことになるのかが不明 瞭 | (上p2) なので、肯定できない、という。拙稿を読め ば大和一国ということ、非人番が上納銭と御用を担い、か つ村に対して警察権を行使することが指標だということ は理解できたであろうし、事実行論では「大和の村々に 散在していた非人番を配下に組み込み云々」と、先の シェーマ通りの課題を設定している(下p17)。文中では 譜代郡山藩の「独自の…整った非人番組織を持ち得た可 能性」(下p16) にも言及しているが、すでに拙稿が藩領 レベルの統合をひとつのルートと指摘した点は触れない し、なにより藩番人頭を統治することと、領内非人番全 体を支配下に置くこととの間には、葛藤も軋轢もあるこ とがおよそ視野に入っていない。
- 3) 京都町奉行所管轄に属することもあり、気になりながら 果たしていない課題は、京都府域とりわけ宇治から木津 川に至る南東地域一帯は大規模開発地域となり、それに ともない大半の自治体で市町村史編纂事業が行われ、新 たな試みが盛られたそれぞれの成果物が公刊をみている。 それを網羅的に吟味する作業をしていないことが、本稿 をまとめるに及んで切実に悔いとして残っている。

- 4) 一度機会があった。部落問題研究所が『部落史史料選集』を企画した1988年頃、私は2巻の皮革業を担当した。その原稿を提出した後に、3巻には非人が入るようだが、非人番を入れて書かせてほしいと脇田修氏にお願いした。しばらくしての返事は、自分は良いと思って相談したが私が担当することに強く反対する者があり困難だということであった。アカデミズムが強まっている空気を感じた。その時実現していれば、その後に多くの過誤を産まずにすんだだろうに、と思わないでもない。
- 5) 部落史研究において岸和田藩を含む泉州中部の(南王子村を別として)部落史を解明したものとして「近世賤民制と地域社会』(清文堂 1997)があり、その前提として貝塚市福原家の膨大な古文書整理と『和泉国南郡福田村福原家文書目録』(1993)の公刊がある。福原家に所蔵された被差別部落嶋村の文書を集成した『和泉国かわた村支配文書』上下(清文堂 2000・2001)がこれに続く。
- 6) 堺要家の本格的な文書調査が行われた時には、『大阪の部落史』 9巻の編集は始まっていたと思う。そのため個々の史料を入れることはできたが、まとまった一件記録を収録することは困難であったと記憶する。 関連する一紙文書は鬼洞文庫にあり、それは早くに調査されていたため2巻 (p396~) に収録されているとはいえ、通史に反映させる程度のことしかできなかった。
- 7) これまでも同様な事例をみてきたように思うが、書くとなると享保年間「非人のつかさなる者の久宝寺村に有りける」事例と(大①p516)、のび1987で言及した摂津川辺郡猪名寺村の例ぐらいしか今は思いつかない。
- 8) 四ヶ所が負った御用の総体は部分的にしか分からない、という認識自体が共有されていないことが重大な問題だと思っている。内田九州男1981が「手覚」の御用書上を全体的な御用と位置づけしたのを受け、続く塚田孝2000から松永友和2007まで、「手覚」が示した御用を総体との認識を表明している。のび2010はそのことを指摘したが、その後もその指摘は共有されていないといわざるをえないのが現状なのである。指摘はしておくが「大坂の非人」研究については本稿では立入らない。
- 9) 似た内容の2つの請書が存在すること、当然従来知られているAの請書が、署名部分を欠くのみならず、あきらかに後世に作られたものであろうこと(偽作)、内容的にも悲田院長吏らが江戸召喚された一件とかかわること(後者Bには御尊書[幕府許し状]の条文が入っている)、そしてなにより内容の上で、文言上はわずかな変更のよう

畿内番人制の結構

にみえながらも、村や在への警察権の行使について重大な変更を内包していること、等々については長吏文書研究会において早い段階で指摘した。高久智広2010は、宝暦一天明期の幕府政治と大坂奉行所に焦点をあてて、新たな史実を明らかにする。その一環で同種2点の請書を2つの案とした上で検討しているが、どちらも正式な請書案と前提して、両書の文言異同を論じている。その点で本稿とは論点も結論も異なる。なお新出B文書を収録した刊本では「公事場」が「火事場」となっている。改めてフォトコピー5千枚に当たることができないので、公事場の誤植と考え、論を進めたことを注記しておく。

10) 捕物現場での緊迫した事態を、動員される非人番の立場からみるだけでも随分違って見えてくるだろう。なんらかの訓練や稽古は積むことがあったかもしれないが(事実道場に通う非人番は知られている。一例として藤原2015 p25以下をみよ。河州讃良郡三箇村非人番の野小屋を道場に、近隣百姓12人近隣非人番7人が、無宿網之助から武芸を習っていた)、命の遣り取りをする修羅場に踏み込むのである。与力・同心によっては非人番を楯がわりに先頭で現場に踏み込ませることもありえただろう。トランス状態になる番人も出てこよう。異なるワン・ショットを考えるだけで、世界は大きく、時に逆向きに現われる。そこに想像が至らぬ村々の広域訴願ということである。

[参考文献]

- * 非人番文献一覧(別表)以外に本文で言及した論稿の書誌 である。50音の排列とする。
- 内田九州男1981 「江戸時代後期の非人の「公務」について」 『歴 史科学』 87
- 内田九州男1987「大坂四ヶ所の組織と収入」『ヒストリア』 115
- 内田九州男1993「大坂四ヶ所非人について」「部落問題研究」 123
- 小野田一幸2019「文化期における悲田院仲間の人口構造一『文 化九年 悲田院仲箇間宗旨御改帳控』の分析から」「部落 解放研究」210
- 岩城卓二2006 『近世畿内・近国支配の構造』 柏書房
- 小林茂1985『部落差別の歴史的研究』 明石書店 初出は 1961「現代部落の史的研究」
- 高久智広2010「宝暦-天明期における『長吏の組織』と大坂 町奉行所」『しこく部落史』12

- 塚田孝2013「近世大坂の非人と人別帳」『部落問題研究』 206
- のびしょうじ2007『被差別民たちの大阪 近世前期篇』解放 出版社
- のびしょうじ2010「大坂四ヶ所の支配・御用と勧進」「部落 解放研究」188
- 安竹貴彦1995「大坂町奉行所関係文書(一)」『法学雑誌』 41-2 1995
- 藪田貫2015「「風聞書」の世界―大坂町奉行所と『長吏の世界』」 『近世大坂と被差別民社会』清文堂

謝辞

本稿がなるについては直近末尾の通りの機関・方々にお世話になった。敬称省略ながら記して感謝いたします。30年間には松岡秀夫・横田久和を始め、本問題に関わってお世話になった機関・個人の名前の浮かぶ方々もあるが、小野寺氏を除くほかは一括で割愛させていただいた。この点お詫びしお許しいただきたい。なお現時点でいずれも閉鎖もしくは閉館となってしまった、部落解放・人権研究所図書室ならびに大阪人権博物館の両機関には、大学や研究機関に属していない私にとっては、その都度文献の紹介や複写で大変なお世話になりました。ありがとうございました。この2つの閉鎖(前者の研究所自体は存続している)は、私のみならず被差別人権史研究全体にとって決定的ともいえる損失となり、その後の動向に甚大な影響をもたらすであろうと危惧することしきりです。

以下敬称略で順不同となりますが、ひょうご部落解放・人 権研究所・鎌田昌平、三木市教育委員会・畠中剛、尼崎市立 地域研究史料館・河野未央、和田幸司、藤本清二郎、勝男義行、 高木伸夫、野高宏之

図1 摂津・河内国郡図(筆者作製)

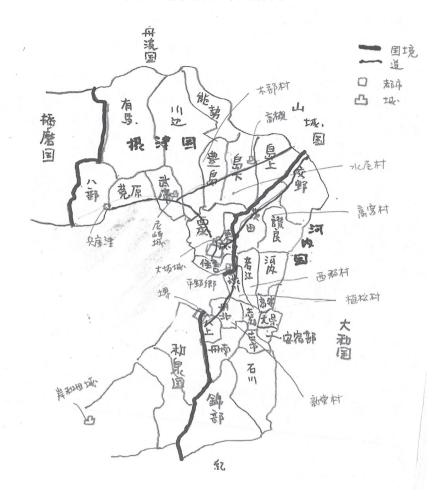




図2 摂津・河内国郡図(国立国会図書館デジタルコレクション公開)

『人権問題研究』第20号

別添史料1 泉・河両国村々廻り方小頭・受持書上

明治四年五月『大阪府史料』二十 堺県政治部 国立公文書館内閣文庫 No.22 273p~291p

「警保属 四年河泉両国各郡村廻り方番人」(朱 以下朱書きをカッコに入れる) 今般当村廻り方年内遣シモノニテ取調五月十五日迄奉書上候様御布令之趣承知奉畏則左ニ 云々

> 泉州大鳥郡東山新田 廻り方小頭清平持場

「給与米金ハ廻り方給金取

調一件ニ詳カナレハ以下同断」

泉州大鳥郡金口村 受持又平・又助

〇以下この形を崩し 村・持場小頭・受持名順にする。朱書にいう「取調一件」は本記録になし

泉州大鳥郡金口村 泉州大鳥郡東山新田廻り方小頭清平持場 受持又平・又助

泉州大鳥郡八田東村 泉州大鳥郡東山新田廻り方小頭清平

泉州大鳥郡楢葉・向山新田 同州同郡同新田廻り方小頭清平

泉州大鳥郡伏尾新田 同州同郡同新田廻り方小頭清平

泉州大鳥郡東山新田南組・北組 同州同郡同新田廻り方小頭 清平

泉州大鳥郡東村 同州同郡同新田廻り方小頭清平・又助持場 又助

泉州大鳥郡小阪村 同州同郡同新田北組廻り方小頭 清平

泉州大鳥郡和田村 同州同郡同新田廻り方小頭清平 清平

泉州大鳥郡夕雲開 同州同郡同新田廻り方小頭清平 清平

泉州大鳥郡今在家村 同州同郡下石津村廻り方小頭善七持場 受口 宇平

泉州大鳥郡高石北村 同州同郡下石津村廻り方小頭善七持場 受持右同人

泉州大鳥郡高石南村 同州同郡下石津村廻り方小頭善七持場 受持右同人

泉州大鳥郡東下村・西下村・山田下村 同州同郡同村廻り方小頭善七持場 受持岩吉

泉州大鳥郡下石津村 同州同郡同村廻り方小頭 善七

泉州大鳥郡新村 廻り方小頭善七持場 受持宇平

泉州大鳥郡野代村 右同断 右同人

泉州泉郡宇多大津村 泉州大鳥郡下石津村廻り方小頭 善七

泉州泉郡阪本村 泉州泉郡池田下村廻り方小頭友七持場 受 亀蔵

泉州泉郡池田下村 泉州泉郡池田下村廻り方小頭 友七

泉州泉郡伏し屋新田 同州同郡同村廻り方小頭友七持場 受持 房吉

泉州泉郡阪本新田 同州同郡同村廻り方小頭 友七

泉州日根郡嘉祥寺村 泉州日根郡新家村廻り方小頭勝蔵持場 受持幸吉

泉州日根郡新家村 同州同郡同村廻り方小頭 勝蔵

泉州日根郡兎田村 泉州日根郡新家村廻り方小頭勝蔵持場 受持勝蔵

泉州日根郡樫井村 泉州日根郡新家村廻り方小頭勝蔵持場 受持幸吉

1

畿内番人制の結構

泉州日根郡岡本村 同州同郡同村廻り方小頭勝蔵持場 受持弥七 泉州日根郡北野村 同州同郡同村廻り方小頭勝蔵持場 受持貴市 泉州日根郡別所村 同州同郡同村廻り方小頭勝蔵持場 受持幸吉 泉州日根郡自然田村 同州同郡同村廻り方小頭勝蔵持場 受持常七 泉州日根郡中小路村 泉州日根郡新家村廻り方小頭勝蔵・小平持場 受合持 喜市

河州志紀郡柏原村 河州志紀郡太田村廻り方小頭庄平持場 受持五八 右同村 同州同郡同村廻り方小頭庄平持場 受持喜八 右同村 同州同郡太田村廻り方小頭庄平持場 受持藤平 河州志紀郡市村新田 同州同郡同村廻り方小頭庄平持場 受持右同人 河州志紀郡弓削村 同州同郡同村廻り方小頭新五郎持場 受持三助 河州志紀郡二俣新田 同州同郡同村廻り方小頭 庄平 河州大縣郡本堂村 河州志紀郡太田村廻り方小頭庄平持場 受持大吉 河州大縣郡雁多尾畑村・北畑村・南畑村 同州同郡同村廻り方小頭庄平持場 受持新平 河州大縣郡峠村 同州同郡同村廻り方小頭庄平持場 受持新平 河州大縣郡青谷村 同州同郡同村廻り方小頭正平持場 受持常八 河州大縣郡太平寺村 同州丹北郡太田村廻り方小頭正平持場 受持安次郎 河州大縣郡平野村・元狭山方平野村 同州同郡同村廻り方小頭正平持場 受持喜八・安次郎 河州大縣郡南法善村北法善村 同州同郡同村廻り方小頭正平持場 受持安次郎 河州大縣郡安堂村 同州同郡同村廻り方小頭 正平 河州大縣郡高井田村 同州同郡同村廻り方小頭 右同人 河州若江郡柏原新田 河州志紀郡太田村廻り方小頭庄兵衛持場 受持 安治郎 河州丹南郡南宮村 河州丹南郡北宮村廻り方小頭吉平持場 受持茂平 河州丹南郡垣生野新田 河州丹南郡北宮村廻り方小頭吉平持場 受持喜六 河州丹南郡郡戸村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持平七 河州丹南郡真福寺村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持平七 河州丹南郡今井村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持定吉 河州丹南郡池尻村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持万九 河州丹南郡丹上村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持喜三郎 河州丹南郡北宮村 同州同郡同村廻り方小頭 吉平 河州丹北郡太田村 河州丹北郡太田村廻り方小頭 庄平・男芳蔵 河州丹北郡若林村本郷・分郷 同州同郡北宮村廻り方小頭吉平持場 受持 広吉 河州渋川郡植松村 同州渋川郡植松村廻り方「某ノ持場カ詳ナラス」 大八 河州茨田郡打越村 同州茨田郡占野村廻り方小頭十朔持場 受持半四郎 河州茨田郡下島頭村 河州茨田郡占野村廻り方小頭十朔持場 受持忠七 河州茨田郡北島村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持伊太郎 河州茨田郡横地村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持栄蔵 河州茨田郡石津村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清六 河州茨田郡池田中村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持六次 河州茨田郡池田川村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持右同人

『人権問題研究』第20号

河州茨田郡赤井村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持安治郎 河州茨田郡氷野村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持亀吉 河州茨田郡上島頭村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持忠七 河州茨田郡三井村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持伊之吉・同為吉 河州茨田郡巣本村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持五平 河州茨田郡平池村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持春吉 河州茨田郡新田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持儀市 河州茨田郡池田下村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持六治 河州茨田郡神田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持吉蔵 河州茨田郡上馬伏村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持五平 河州茨田郡葛原村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持利八 河州茨田郡田井村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持為吉 河州茨田郡岸和田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持浅七 河州茨田郡諸福村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持久太 河州茨田郡常称寺村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持栄蔵 河州茨田郡野口村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持栄蔵 河州茨田郡下馬伏村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持嘉七 河州茨田郡占野村 同州同郡同村廻り方小頭 十朔 河州茨田郡郡村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持為吉 河州交野郡田口村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持伊太郎・同寅吉 河州交野郡津田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持嶋次・同久作 河州交野郡片鉾村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持勝治郎 河州交野郡穂谷村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持源蔵 河州交野郡専延寺村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持藤七 河州交野郡杉村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持音吉 河州交野郡藤阪村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持政吉 河州交野郡渚村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持粂治郎・同太七 河州交野郡宇山村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持種吉 河州交野郡阪村 同種茨田郡○(林の下に示)野村廻り方小頭重作持場 受持種吉 河州交野郡養父村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持藤七 河州交野郡私市村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持末吉 河州交野郡長尾村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持彦蔵 河州交野郡下島村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持種吉 河州交野郡船橋村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持惣八 河州交野郡燈油村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持卯三郎 河州交野郡打上村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持儀三郎 河州交野郡上島村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持梅吉 河州交野郡招提村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持宗七 河州交野郡野村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持卯吉 河州交野郡春日村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持音松

3

畿内番人制の結構

河州交野郡楠葉村野田組 同州交野郡楠葉村廻り方小頭重作持場 受持源六河州讃良郡太子田村 同州茨田郡占野村廻り方小頭十朔持場 受持安治郎河州讃良郡国松村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持吉蔵河州讃良郡三箇ノ内江野口・西之口・大畑ケ 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清次郎河州讃良郡三箇村之内大箇分 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清次郎河州讃良郡尼ケ崎新々田 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清次郎河州讃良郡尼ケ崎新田 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清次郎河州讃良郡砂村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清六河州讃良郡砂村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持港六河州讃良郡水田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持藤平河州讃良郡水田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持藤平河州讃良郡小路村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持高市

総計八十三人

内

小頭十二人

組下七十一人

※占野村小頭中川十朔については『寝屋川市誌』に枚方屯所で所長の下に小頭として番太頭となり、 自宅は屯所出張所で簡単な牢屋もあった。後2等巡査となりさらに名古屋の署長となったとある。 299p~。次史料高槻藩預り所にも名がみえる。

『人権問題研究』第20号

別添史料2 高槻藩預り所小頭書上げ 明治三年八月

好田家文書

又助 摂州茨田郡枚方宿 伊加賀村・

十朔 摂州茨田郡占野村(堺県) 出口村·中振村·走谷村

佐吉 摂津島上郡高槻城下 広瀬・宮田・奈佐原・上音羽

喜右衛門 摂津島上郡梶原村 東大寺

忠助 摂津島下郡水尾村(古河藩) 沢良宜浜・乙辻・島村

忠助 川尻・余野

喜八 摂津島下郡吹田村(兵庫県) 太中・小坪井・鶴野新田・新在家・別府

仙助 摂州交野郡茄子作村(堺県) 一津屋村

栄五郎通場 摂州口川辺郡昆陽村 千増

栄五郎組下 寺本

久吉 摂州豊島郡尊鉢村(兵庫県) 新田中野

久助 摂州川辺郡伊丹(兵庫県) 下市場

幸吉通場 摂州奥川辺郡広根村(兵庫県) 上野・柏梨田・下原・上肝川・下肝川・村上新田・銀山 町・長谷・芝辻新田・上阿古谷

幸吉組下 上佐曽利・下佐曽利・香合新田・笹尾・大原野・境野・玉瀬

伊兵衛 摂州豊島郡木部村(兵庫県) 柏原・島・杉生・鎌倉・西畑・西多田・平野

伊兵衛 (能勢)倉垣·吉野·山内·宿野·天王

倉次郎 摂州豊島郡池田村(兵庫県) 北田原·槻並·万善·清水·仁頂寺·下阿古谷

倉次郎 山田

音助 摄州川辺郡加茂村(兵庫県) 石道·虫生·赤松·林田·栃原·木間生·木津·差組·芋生

音吉 片山・平通・柏原・稲地・平野・上杉・垂水

十代吉 摂州豊島郡瀬川駅(兵庫県) 山原・一庫・笹部・山下・東畝野・西畝野・見野・黒川・玉 崎・横瀬

十代吉 吉川

久七 摂州島上郡富田村 木代

※通場と組下、同一小頭下の村々が別記されている例など、どうしてそのような書き分けがなされているかなど、多くの課題がうかびあがる史料である。

畿内番人制の結構

別表 非人番研究文献一覧

*発表年次順の排列で、その後著作などに収録されたものは備考で注記した

* 発表 中 仏順 の 新 論 者	年月	の後著作などに収録されたものは備考で注記した 表 題	発表誌	号 数	備考
- 畑 1	4 万	文 思	光衣沁	夕 奴	後自著『黍田村に
山田正雄	1957	近世播磨における非人番について	兵庫史学	14	生きた人々』神戸 新聞出版センター 1984所収
藤木喜一郎	1959,10	大坂町奉行管下に於ける司法警察組織について	創立七十周年関西学 院大学文学部記念論 文集		後藤木『江戸時代 史論』1960所収
松岡秀夫・ 横田久和	1976.01	非人番研究ノート	近世部落史の研究 上	雄山閣	西播地域皮多村文 書研究会編
谷山正道	1977	大和における「非人番」史料ー「非人番」統制機 構を中心に	部落問題研究	52	
菅原憲二	1977	近世京都の非人ー与次郎をめぐって	日本史研究	181	
小西愛之助	1978.03	島本部落史関係史料一摂津国嶋上郡広瀬村「皮田 関係」文書	(関西大学部落問題研 究室)紀要	4	後半非人番史料を 多数収録、後自著 『近世部落史研究』 関西大学出版部 1982所収
前圭一	1978	大和における「非人番」史料上・下	部落問題研究	56 · 58	
小西愛之助	1981.03	非人番関係史料	(関西大学部落問題研 究室) 紀要	7	後自著『近世部落 史研究』関西大学 出版部1982所収
今西一	1982	大和における一老農の生涯	部落問題研究	74	後自著『近代日本 の差別と集落』雄 山閣所収
頭士倫典	1985.12	解説元文・明和期の津山藩の穢多・非人支配につ いて	岡山部落解放研究紀 要	3	一連の美作津山藩 政日記からの被差 別部落関係記事翻 刻事業の一環
今西一	1986	「解放令」前夜の部落の生活	近代京都の部落史	部落問題研究 所	
藤本清二郎	1987	近世中期における和歌山近郷の非人番と長吏支配	和歌山地方史の研究	宇治書店	後自著『城下町世 界の生活史』清文 堂出版2014所収
内田九州男	1987	大坂四ヶ所の組織と収入	ヒストリア	115	
のびしょうじ	1987.03	村方非人番の成立	地域史研究	16巻 3	兵庫県尼崎市立地 域研究史料館
のびしょうじa	1988	広域非人番制の展開と村々の抵抗	地域史研究	17巻2・3	二回に分けての分 載
のびしょうじb	1988	非人番 近世に生きる人々 19	こぺる	112	
安達五男編	1989.03	非人番関係史料	三木市部落史研究会	(兵庫県) 三 木市教育委員 会	7節に分けて市域 以外の兵庫県内の 関係史料も合わせ て収録
根本親良	1989.03	龍野の部落史 近世編	同刊行会	(兵庫県) 龍 野市教育委員 会	第二章第一節2 村々非人番と頭善 四郎/3北龍野非 人小屋と長屋もの
芝英一	1989.08	近世田辺領における身分制度と非人番(番太)	近世身分制と被差別 の民—田辺領の場合 —	(和歌山県) 南部郷部落問 題研究会	
草山巌	1990.3 • 9	村落警察非人番について一大坂四ヶ所と摂・播両 国村方の緊張関係を軸として 1・2	地域史研究	19巻 3 ・20-1	
臼井寿光	1991.05	播州郡中取締り体制の成立/西摂諸郡と非人・非 人番	兵庫の部落史	神戸新聞総合 出版センター	第三巻第一章1節 /2節
安達五男編	1993.03	非人番関係史料一資料編	三木市部落史研究会	三木市教育委員会	89年刊冊子から所 収史料を精選して 読み下し文を付し て刊行
溝口祐美子	1994	近世大和における非人番制度の成立過程 上・下	奈良歴史通信	39、40・41合 併号	奈良歴史研究会機 関誌
井岡康時1	1994.03	大和の「非人番」覚書	(奈良) 研究紀要	1	奈良県立同和問題 関係史料センター

『人権問題研究』第20号

論 者	年 月	表 題	発表誌	号 数	備考
北崎豊二	1994.04	警察の近代化と非人	近代大阪の社会史的 研究	法律文化社	大坂・堺の都市非 人組織の近代移行 期の変遷を追った もの
朝尾直弘	1995.04	悲田院と近江の非人番	日本国家の史的特質	思文閣出版	朝尾退官記念会編
小西愛之助	1995.05	摂津・河内・和泉の「非人」	新修大阪の部落史 上巻	部落解放研究 所	1981紹介史料を補 充したもの
安達五男編	1996.03	三木市部落史関係文書 第二巻	編纂委員会	三木市教育委 員会	1989・1993非人番 史料を大半収録
藤田実	1998.05	大坂の捕方手先と近代化	大阪の歴史	増刊号	
山本薫	2002.02	泉州の堺「四ヶ所」長吏と郡中非人番	部落問題研究	159	1997年度和歌山大 学修士論文の部分 発表
坂口由紀	2003.07	和泉国在方非人番について	部落問題研究	165	2001年度大阪市大 文学部卒論
安達五男	2004	非人番の役務と百姓衆の意識——賤民身分制の矛 盾	人権教育研究	4	
井岡康時 a	2007.03	明治初期大和国における非人番制度の改革と戸籍 編成	『(奈良)研究紀要』	13	奈良県立同和問題 関係史料センター
井岡康時 b	2007.07	非人番への給米に関する一史料をめぐって	リージョナル	7	奈良県立同和問題 関係史料センター
高木伸夫	2007	近世・近代移行期における兵庫津の諸賤民	明治維新と被差別民	部落解放・人 権研究所	
北崎豊二	2007	非人番制度の解体	明治維新と被差別民	部落解放・人 権研究所	
のびしょうじ	2007.06	村方非人番の成立	被差別民たちの大阪	部落解放・人 権研究所	近世前期編
藤本清二郎	2010	被差別民と村社会	村の身分と由緒	吉川弘文館	<江戸>の人と身 分 2
寺木伸明	2011.03	紀州藩松坂領における非人番及び惣廻りについて の小考察	部落解放研究	191	特集非人・非人番 の生活世界
中尾健次	2011.03	摂河の在方非人番と在方小頭	部落解放研究	191	特集非人・非人番 の生活世界
塚本明	2012	近世伊勢神宮直轄領の被差別民について	(三重大学) 人文論叢	29	後自著『近世伊勢 神宮領の触穢観念 と被差別民』清文 堂2014所収
寺木伸明	2014.03	北摂地域における非人番の実態と役割―大阪府箕 面市域の場合	『近世被差別民衆史の 研究』 6章	阿吽社	『改訂箕面市史』 部落史 本文編 1999、3章4節を 独立させて収録
のびしょうじa	2015.02	大坂四ヶ所の在方小頭支配	近世大坂と被差別民 社会	清文堂	
のびしょうじb	2015.02	在方小頭・非人番の役銭について	近世大坂と被差別民 社会	清文堂	
藤原有和	2015.03	近世被差別身分の裁判例について—「大坂都督所 務類纂」による	(関西大学部落問題研 究室) 紀要	69	非人番の事例に拘 わる事例のみを収 録
藤本清二郎	2017.11	「尼崎長吏文書」からわかること―解説にかえて	地域史研究	117	新出の尼崎長吏文 書の主要部分の翻 刻と解説
藤本清二郎	2018.01	畿内譜代藩「長吏」体制の展開と終焉―尼崎藩の 場合	部落問題研究	223	
渡邉久仁太	2018.03	貝塚寺内町非人番について	部落問題研究	224	

^{*}号数項に出版社名がある場合は定期刊行物でなく単独の出版物所収を指す *自治体史・府県警察史などでの言及や所収史料、論稿での部分的言及などは基本省略したが、一部は収録した場合がある *『京都の部落史』編纂事業を嚆矢として、今日まで部落史を主題とした編纂事業が各地でおこなわれ、大半の史料編・本編に史料や